

日野町 地域福祉計画（第4期）

2021 年度～2026 年度



令和3年3月

日 野 町

はじめに

近年、人口減少社会の進展や、急速な少子高齢化、核家族化の進展に伴い、人々との結びつきの弱まりや人間関係の希薄化が進み、生活困窮、虐待、自殺、高齢者の孤独死等、福祉の問題は複雑かつ多様化し、対象者や分野別に整備された縦割りの制度だけでは対応が難しい事例が増加しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大や、大規模な自然災害の影響により、地域社会における課題はますます複雑化していくことが予想されます。

日野町では、平成28年3月に「第3期日野町地域福祉・健康づくり・食育計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってまいりましたが、5年間の計画期間が満了することから、これまでの取り組みについての評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます多様化していく福祉課題に対応していくため、「第4期日野町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画と同時期に策定した「第6次日野町総合計画」においても、町がめざすべき将来像を『時代の変化に対応し だれもが輝き とともに創るまち“日野”』と掲げていることから、日野に関わる全ての人々が、地域の中で自分の役割を果たし、お互いに尊重し支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくりを目指してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた策定委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただいた皆様等、貴重なご意見をいただきましたことに深く感謝するとともに、今後とも地域福祉の推進にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

日野町長 堀江 和博

目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
第2章 日野町の地域福祉を巡る現状と課題.....	4
2-1 日野町の地域福祉の現状.....	4
2-2 アンケート調査等からみた日野町の現状.....	11
2-3 日野町の地域福祉の課題.....	27
第3章 計画の基本目標と基本方針.....	30
3-1 基本目標.....	30
3-2 地域福祉とSDGs.....	30
3-3 施策体系.....	32
第4章 計画の展開.....	33
基本方針1 支え合い、助け合いが活発なまちづくり.....	33
基本方針2 誰もが自分らしい生活ができるまちづくり.....	35
基本方針3 誰もが安心して暮らし続けられる 安全なまちづくり.....	38
第5章 計画の推進に向けて.....	40
1 計画の推進にあたって.....	40
2 計画の評価・検証について.....	41
資料編.....	42
1 日野町地域福祉計画策定委員会運営規則.....	42
2 第4期日野町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	44
3 日野町地域福祉計画策定委員会開催概要.....	45
4 用語集.....	46

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

全国的な少子高齢化・人口減少社会の進行、単身世帯の増加、非正規労働者の増加など社会構造の変化、インターネットの普及など生活環境の変化による価値観の多様化、世代間の意識の違いが、地域のつながりをますます希薄化しています。核家族化の進行やライフスタイルの多様化により、子育てや介護での悩み、子どもや高齢者に対する虐待、ひきこもりや支援拒否などによる社会からの孤立など、地域での身近な問題が顕著化しています。さらに、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の福祉分野ごとの相談体制では対応が困難な世帯の中で、ダブルケアや8050問題などのような複合化・複雑化している課題や制度の狭間にある課題などへの対応が問題となっています。

そして、これからの福祉のあり方として、個人や家族で解決できることに取り組む「自助」、個人や家族で解決できない問題は町民同士で解決する「互助・共助」、町民同士で解決できない問題は行政が解決する「公助」という3つの視点で、町民と、関係団体の活動、公的サービスとの連携のもとで、「自助」「互助・共助」「公助」を組み合わせ、協働で課題解決に取り組むことが求められています。

こうした状況を踏まえ、国では、制度・分野ごとの『縦割り』を超え「支え手側」「受け手側」という関係が分かれることなく、地域住民や、自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業所など、地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと*』つながることで、地域住民すべての人の暮らしと生きがい、地域をともに創り高め合う「地域共生社会」の構築を目指しています。

日野町では、平成17年3月に「日野町地域福祉・健康づくり・食育計画（第1期）」を策定、その後も第1期計画を承継しながら、町民の新たなニーズを踏まえ、平成23年3月に第2期、平成28年3月に第3期と必要な見直しを行い、地域と町、社会福祉協議会が連携、協働して「地域福祉」を推進するため、2部構成からなる「日野町地域福祉・健康づくり・食育計画」を策定してきました。今回、新たに策定する計画は、第3期の計画期間が令和2年度で終了することから、地域生活課題への取組や地域福祉について規定している社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）への対応など、地域福祉の推進に関し、必要な見直しを行い、「日野町地域福祉計画（第4期）」（以下「本計画」という）として策定するものです。

*『丸ごと』とは…

- ・「他人事」を「我が事」に変えていくような働きかけで、高齢・障がい・児童・生活困窮等の各制度の連携を進め、また、地域コミュニティ等の資源なども含んで『丸ごと』活かすことのできる地域づくりのことです。

2 計画の位置づけ

(1) 法令などの根拠

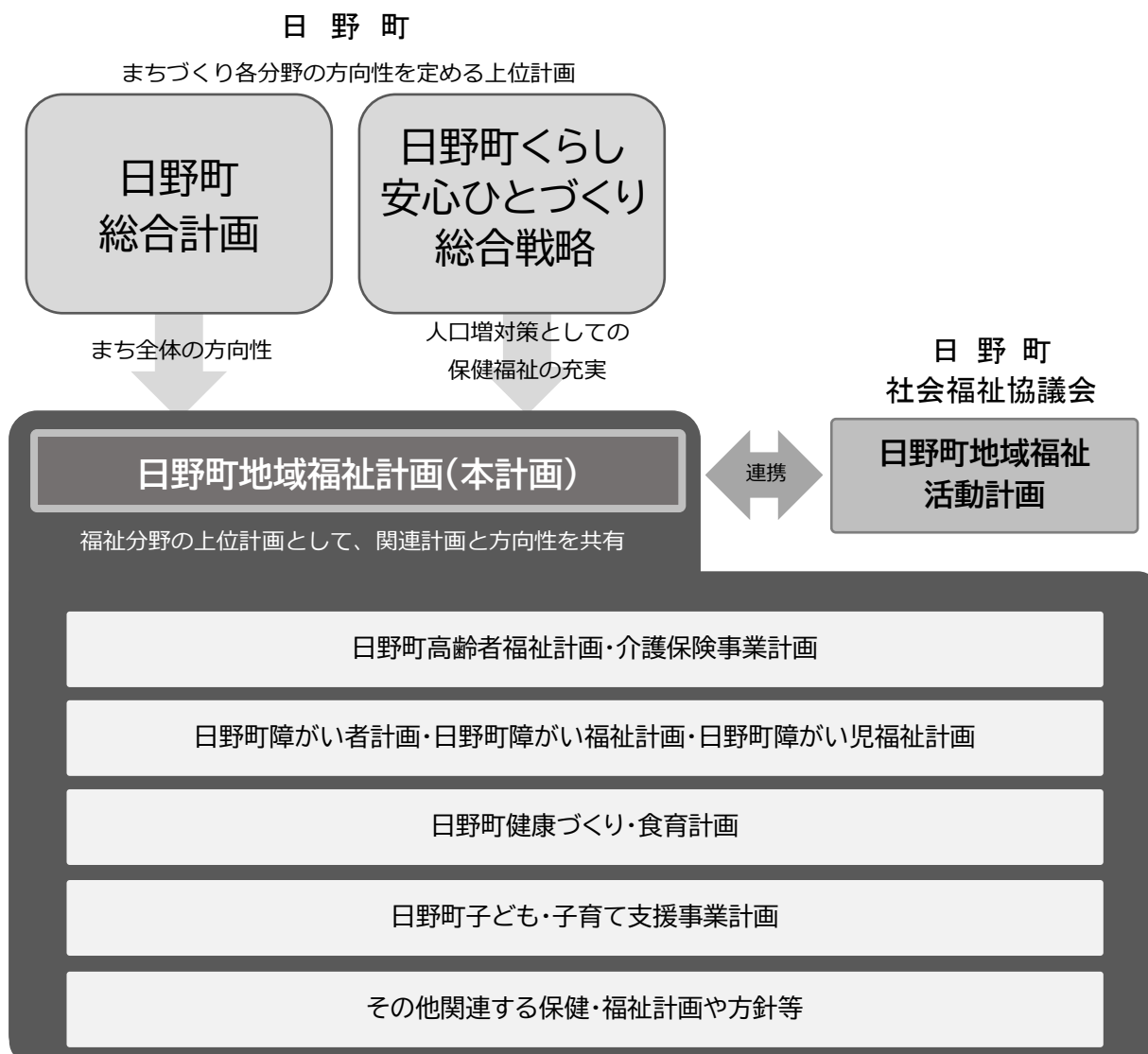
本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や、推進に向けた基本的な方向を定める行政の計画です。

(2) 他計画との関係

本計画は、「第6次日野町総合計画」に基づき、「第6期日野町障がい福祉計画（第2期日野町障がい児福祉計画）」「日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」「日野町子ども・子育て支援事業計画」「日野町健康づくり・食育計画（第4期）」などの各福祉計画の上位計画とし、関係計画と考え方などの整合性を図りながら推進します。

また、日野町社会福祉協議会が策定する「日野町地域福祉活動計画」との連携に努めます。

■計画の位置づけ



（３）地域福祉圏域の考え方

本計画の地域福祉圏域は、普段の暮らしで行動する範囲において日常生活を送るうえで必要な施設が充足されていること、また、地域の状況に応じて柔軟に対応できる区域でなければならないことから、おおむね小学校区域を単位とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和３（2021）年度から令和８（2026）年度までの６年間とし、必要に応じて見直しを行います。

令和２年度 (2020)	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)	令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)
第３期	日野町地域福祉計画（第４期）						第５期

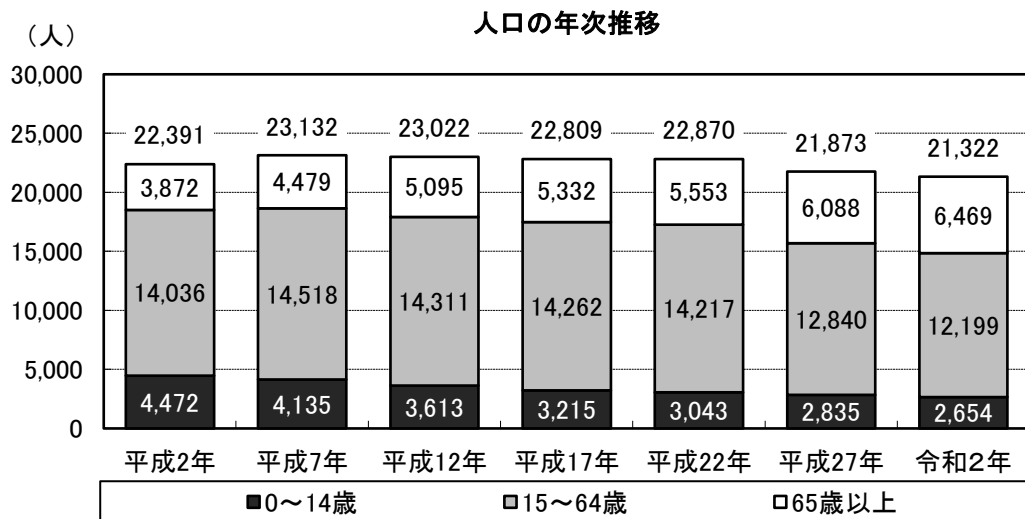
第2章 日野町の地域福祉を巡る現状と課題

2-1 日野町の地域福祉の現状

(1) 人口・世帯数の状況

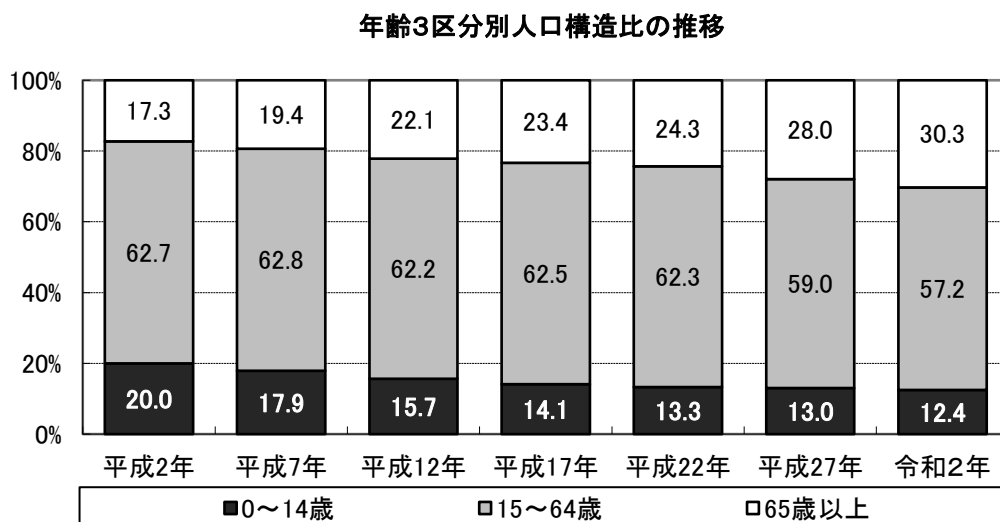
日野町の人口の推移をみると、総人口は、平成7年に23,242人とピークになり、その後、微減・微増を繰り返しながら、令和2年には21,322人となっています。

年齢3区分別人口でみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。年齢3区分別人口構造比をみると、令和2年には年少人口が12.4%、生産年齢人口が57.2%、老年人口は30.3%となっています。



資料：国勢調査（10月1日現在）

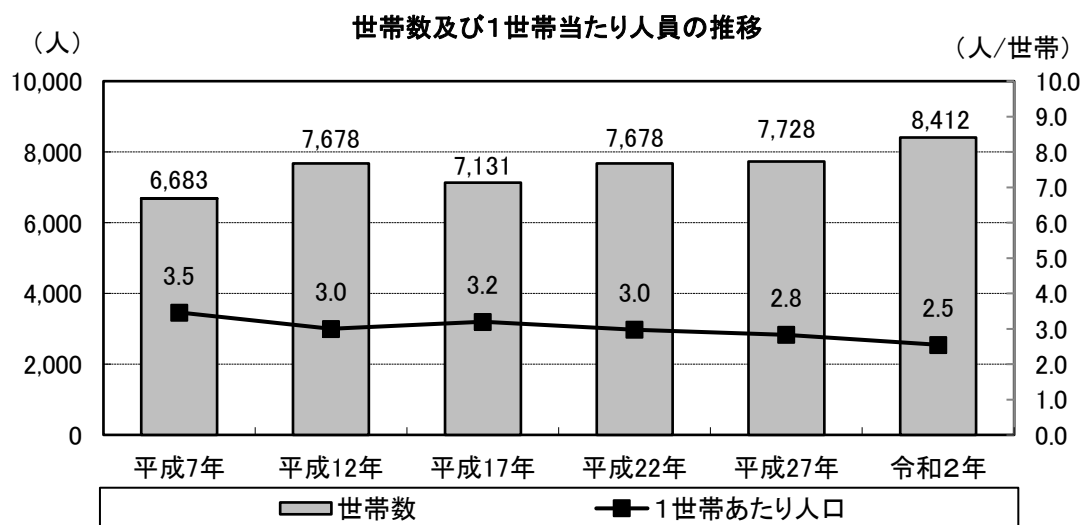
※令和2年は住民基本台帳（10月1日現在）



資料：国勢調査（10月1日現在）

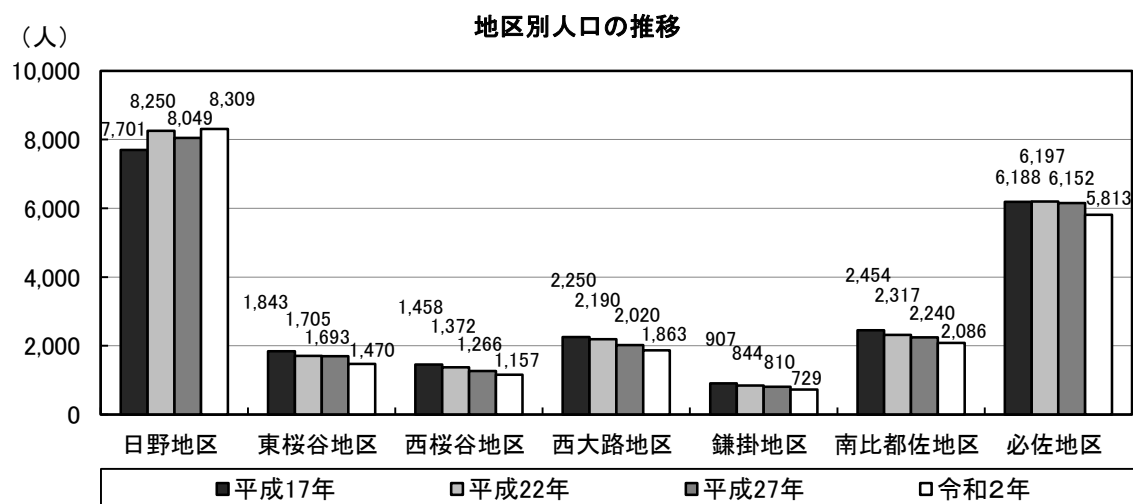
※令和2年は住民基本台帳（10月1日現在）

世帯数は、平成7年の 6,683 世帯から令和2年には 8,412 世帯と増加しています。1世帯当たりの人口は、平成7年の 3.5 人から令和2年には 2.5 人と減少傾向にあり、核家族化が進んでいます。



資料：国勢調査（10月1日現在）
※令和2年は住民基本台帳（5月末現在）

地区別人口の推移をみると、平成17年から平成27年の間に、日野地区では概ね増加傾向で推移しています。また、東桜谷地区、西大路地区、鎌掛地区、南比都佐地区では一貫して減少傾向が続いています。



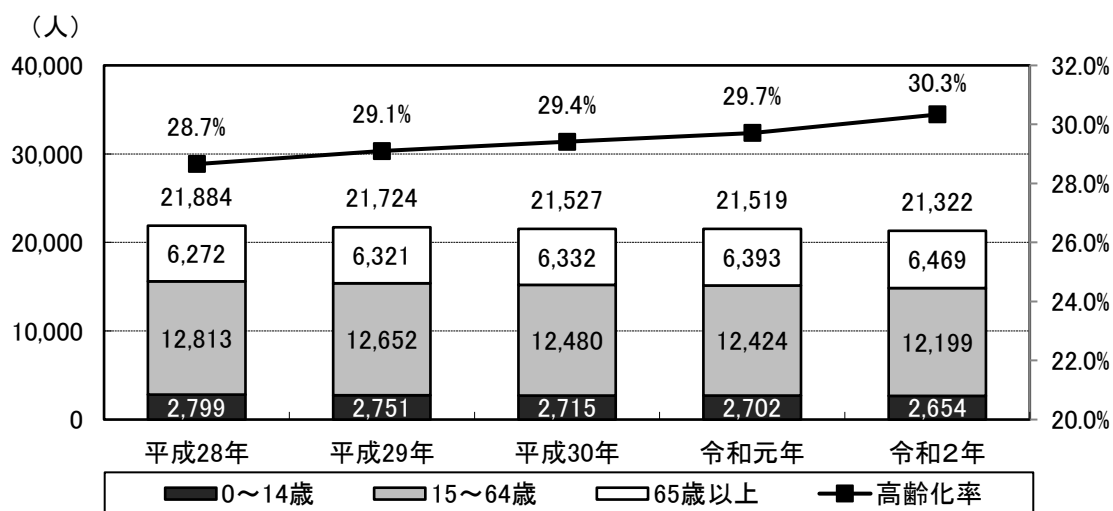
資料：国勢調査（10月1日現在）
※令和2年は住民基本台帳（5月末現在）

（２）高齢化率と高齢者人口の推移

本町の高齢者人口は増加傾向で推移しており、それに伴って高齢化率も増加しています。高齢者人口の推移をみると、65～74 歳の前期高齢者は、令和 2 年 10 月 1 日現在で 3,158 人となっており、平成 28 年と比べて 141 人増加しています。また、75 歳以上の後期高齢者は 3,311 人であり、平成 28 年と比べて 56 人の増加となっています。

高齢者人口の構成比の推移をみると、後期高齢者の占める割合が平成 28 年から平成 30 年にかけて段階的に減少し、その後令和元年にかけて増加し、その後減少しています。団塊の世代が後期高齢者になる令和 7 年までは、後期高齢者の割合が多少上下するものの、一定の割合で推移しつづけることが予想されます。

人口及び高齢化率の推移



資料：各年住民基本台帳（10月1日）

高齢者人口の推移

単位：人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
前期高齢者	3,017	3,057	3,090	3,074	3,158
後期高齢者	3,255	3,264	3,242	3,319	3,311
総 数	6,272	6,321	6,332	6,393	6,469

資料：各年住民基本台帳（10月1日）

高齢者人口の構成比の推移

単位：%

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
前期高齢者	48.1	48.4	48.8	48.1	48.8
後期高齢者	51.9	51.6	51.2	51.9	51.2

資料：各年住民基本台帳（10月1日）

(3) 高齢者世帯の状況

本町の高齢者世帯数の推移をみると、令和2年における65歳以上の方がおられる世帯数は4,305世帯であり、平成27年の4,196世帯と比べて2.6%増加しています。また、65歳以上の方のみの世帯では、20.4%の増加、65歳以上のひとり暮らし世帯では15.0%の増加となっており、高齢世帯が増加している様子がわかります。

65歳以上の方のおられる世帯のうち、65歳以上の方のみの世帯の比率は、令和2年で50.4%と半数を占めています。また、65歳以上のひとり暮らし世帯の割合は25.5%となっており、高齢者世帯の4世帯のうち1世帯がひとり暮らしの世帯だと考えられます。

高齢者世帯数の推移（65歳以上）

単位：世帯、%

	65歳以上の方がおられる世帯		65歳以上の方のみの世帯		65歳以上のひとり暮らしの世帯	
	世帯数	対27年比	世帯数	対27年比	世帯数	対27年比
平成27年	4,196	100.0%	1,802	100.0%	954	100.0%
平成28年	4,200	100.1%	1,880	104.3%	961	100.7%
平成29年	4,211	100.4%	1,935	107.4%	970	101.7%
平成30年	4,221	100.6%	2,013	111.7%	1,015	106.4%
令和元年	4,252	101.3%	2,102	116.6%	1,056	110.7%
令和2年	4,305	102.6%	2,169	120.4%	1,097	115.0%

資料：平成27年～令和元年…住民基本台帳（10月1日）
令和2年…住民基本台帳（9月1日）

高齢者世帯の状況（65歳以上）

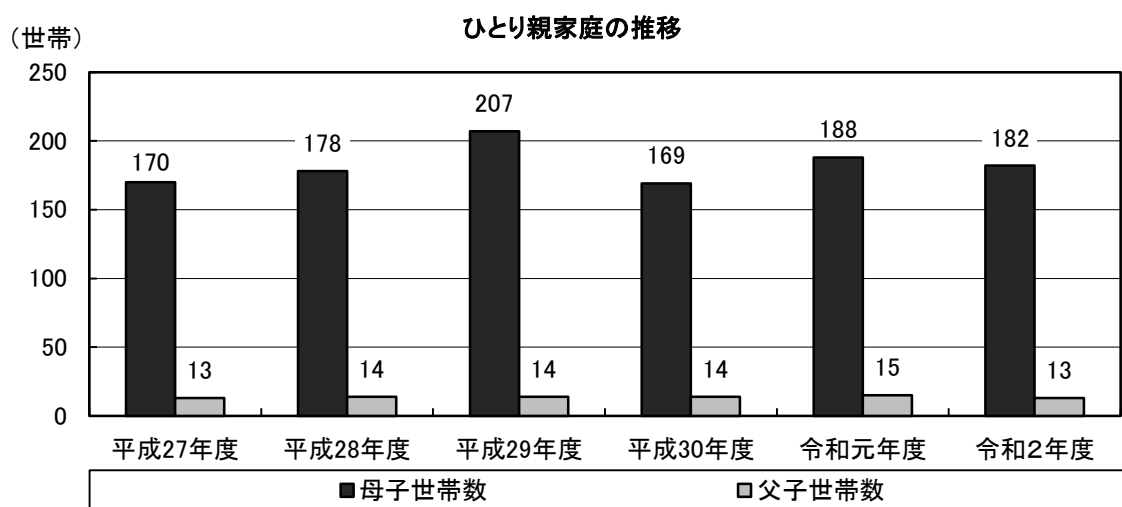
単位：世帯、%

	65歳以上の方がおられる世帯	65歳以上の方のみの世帯	65歳以上のひとり暮らしの世帯
令和2年	4,305	2,169	1,097
構成比	100.0%	50.4%	25.5%

資料：住民基本台帳（9月1日）

(4) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭の推移をみると、母子家庭数・父子家庭数ともに増減を繰り返しながら推移しています。



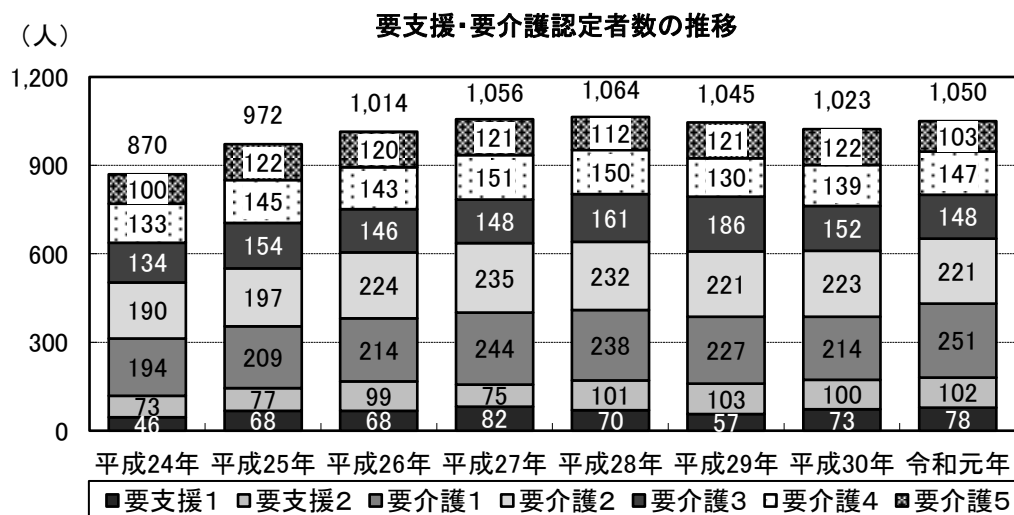
資料：子ども支援課資料（各年4月1日時点）

（５）配慮を必要とする方の状況

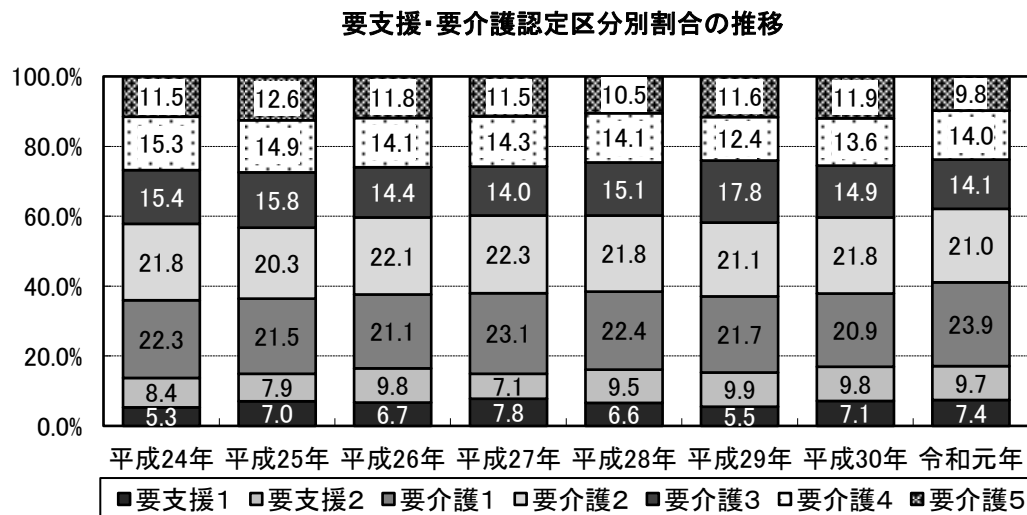
① 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和元年時点で 1,050 人となっています。

また、区分別の割合をみると、要支援者は平成 24 年に全体の 13.7% だったものが令和元年には 17.1% となり、3.4 ポイント増加しています。



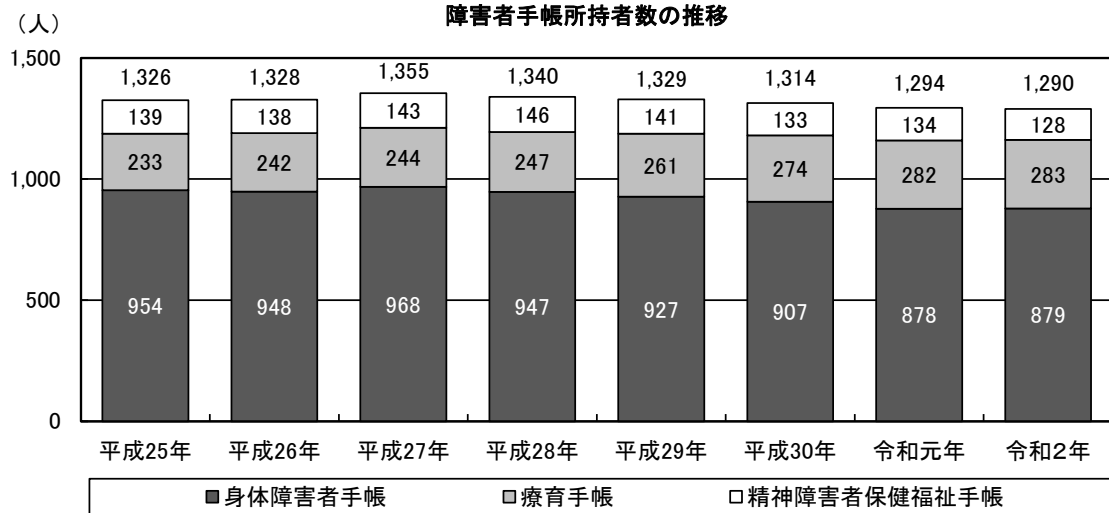
資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月末時点）



資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月末時点）

②「障害者手帳」所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成27年度から令和2年度にかけて手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年8月末時点で身体障害者手帳所持者が879人、療育手帳所持者が283人、精神障害者保健福祉手帳所持者が128人となっています。

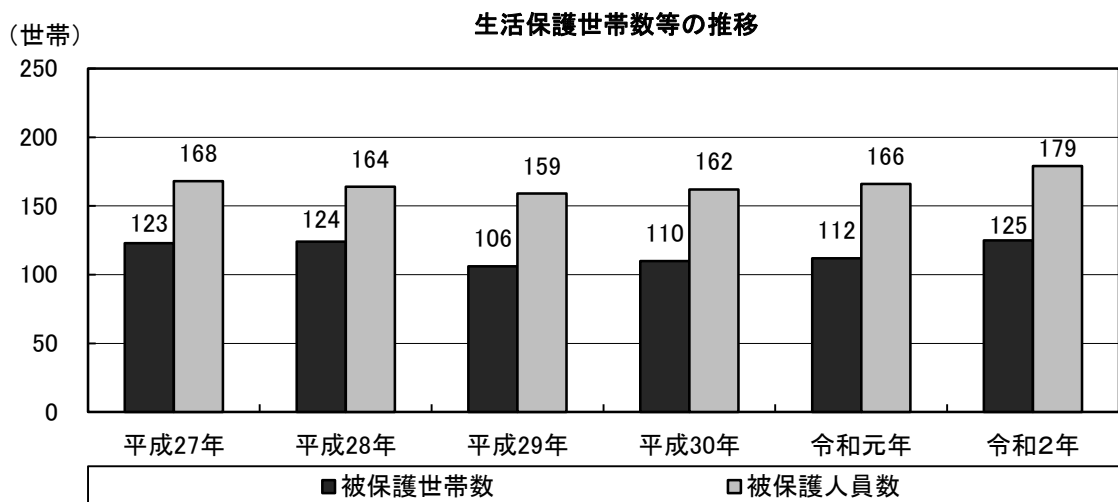


資料：市町村別障害者手帳所持者数（滋賀県、各年3月末現在 ※令和2年：8月末現在）

③ 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数の推移をみると、被保護世帯数、被保護人員数ともに、平成27年から平成29年までは減少していたものの、平成29年以降は増加傾向が続いています。

また、コロナウイルス感染拡大の影響で生活福祉資金貸付制度等を利用されている方もおられることから、今後、生活困窮者が増加する可能性もあります。



資料：資料：決算資料（各年とも4月1日現在の数値）

2-2 アンケート調査等からみた日野町の現状

(1) アンケート調査の概要

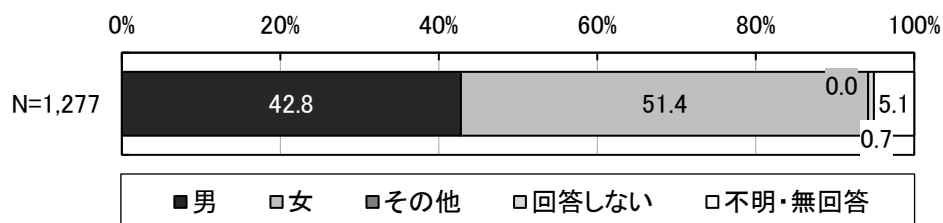
町民の健康づくりに対する意識や取組への参加状況等の実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聴きし、計画を策定する基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

調査対象	日野町に居住する 18 歳以上の町民
標本数	3,000 人
調査方法	無作為抽出、郵送配布
有効回収数（回収率）	1,277 人（42.6%）
実施期間	令和 2（2020）年 1 月

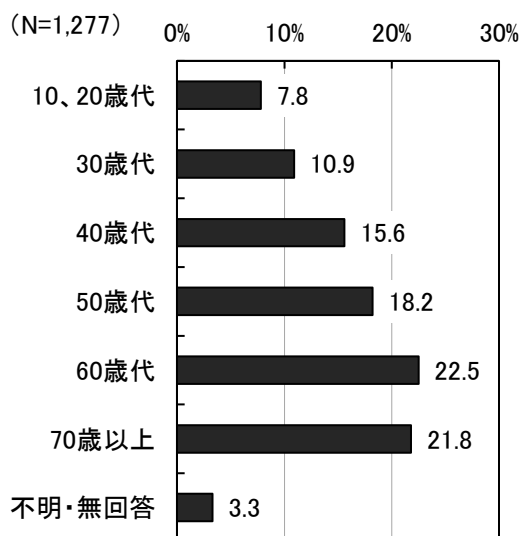
(2) アンケート調査の結果

① 回答者の属性

回答者の性別は、「女性」が 51.4%、「男性」が 42.8%となっています。

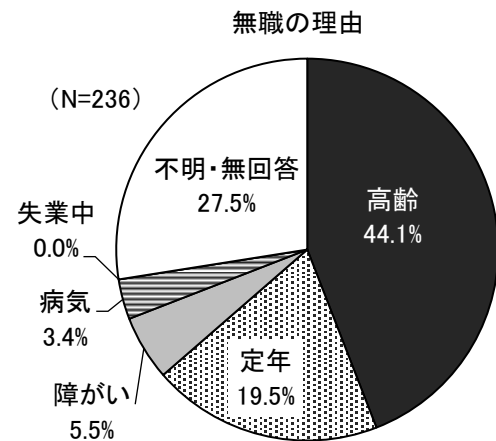
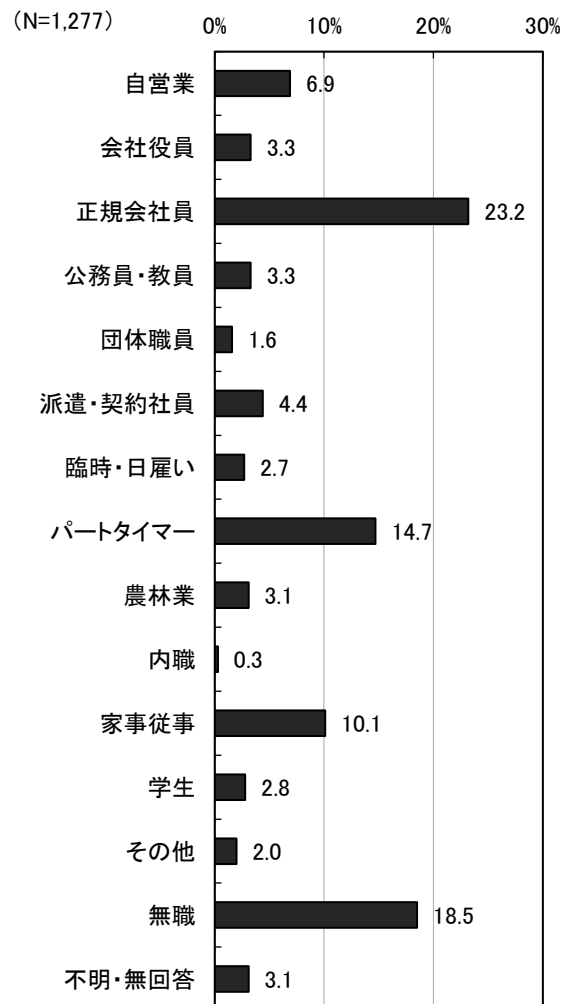


回答者の年代は、「60 歳代」が 22.5%と最も高く、次いで「70 歳代」が 21.8%、50 歳代が 18.2%となっています。



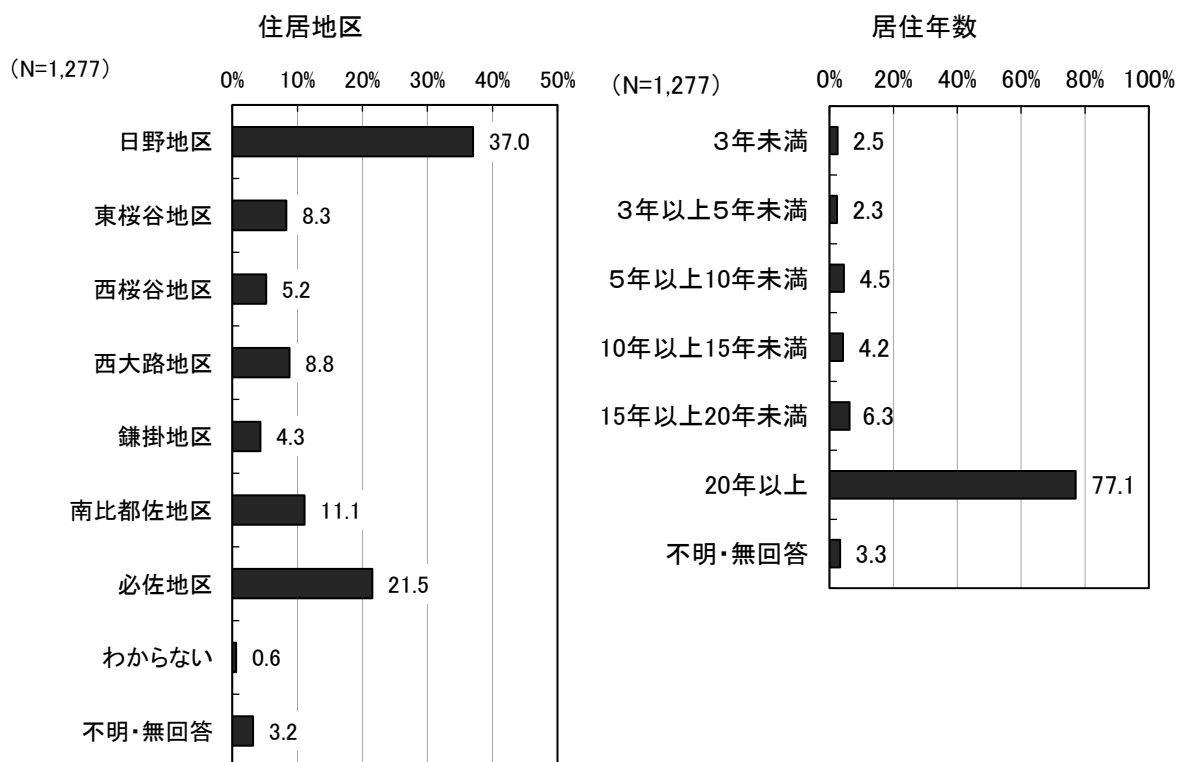
回答者の主な職業は、「正規会社員」が 23.2%と最も高く、次いで「無職」が 18.5%、「パートタイマー」が 14.7%となっています。

無職の理由は、「高齢」が 44.1%と最も高く、次いで「定年」が 19.5%となっています。



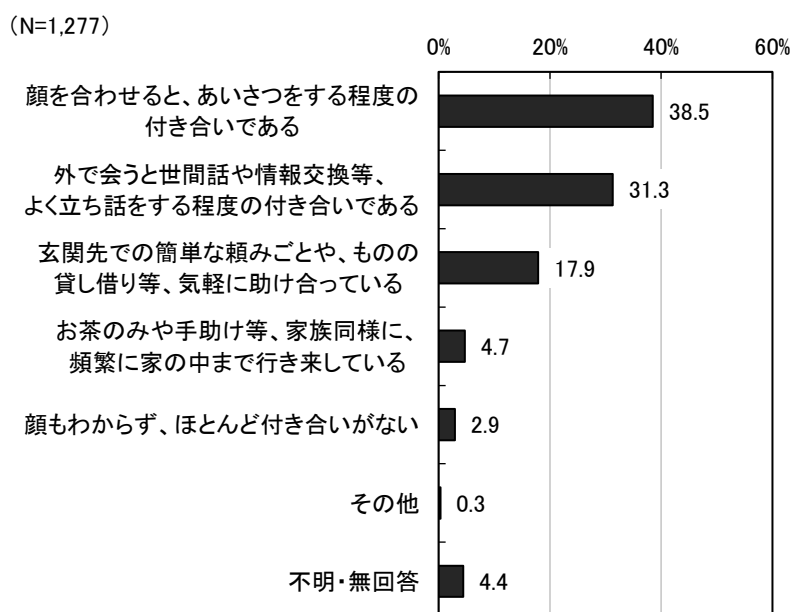
回答者の住居地区は、「日野地区」が37.0%と最も高く、次いで「必佐地区」が21.5%、「南比都佐地区」が11.1%となっています。

また、居住期間は「20年以上」が77.1%と最も高くなっています。



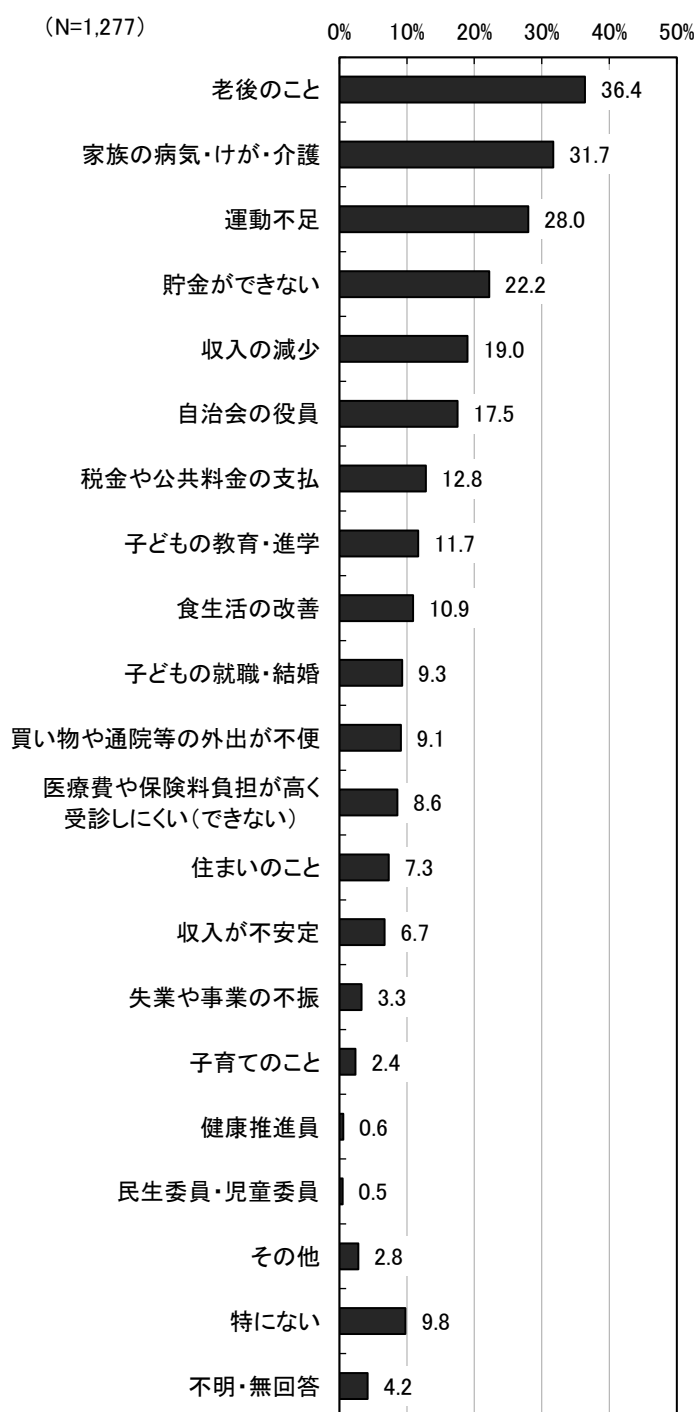
② 地域付き合い

近所付き合いの程度は、「顔を合わせると、あいさつをする程度の付き合いである」が38.5%と最も高く、次いで「外で会うと世間話や情報交換等、よく立ち話をする程度の付き合いである」が31.3%となっています。



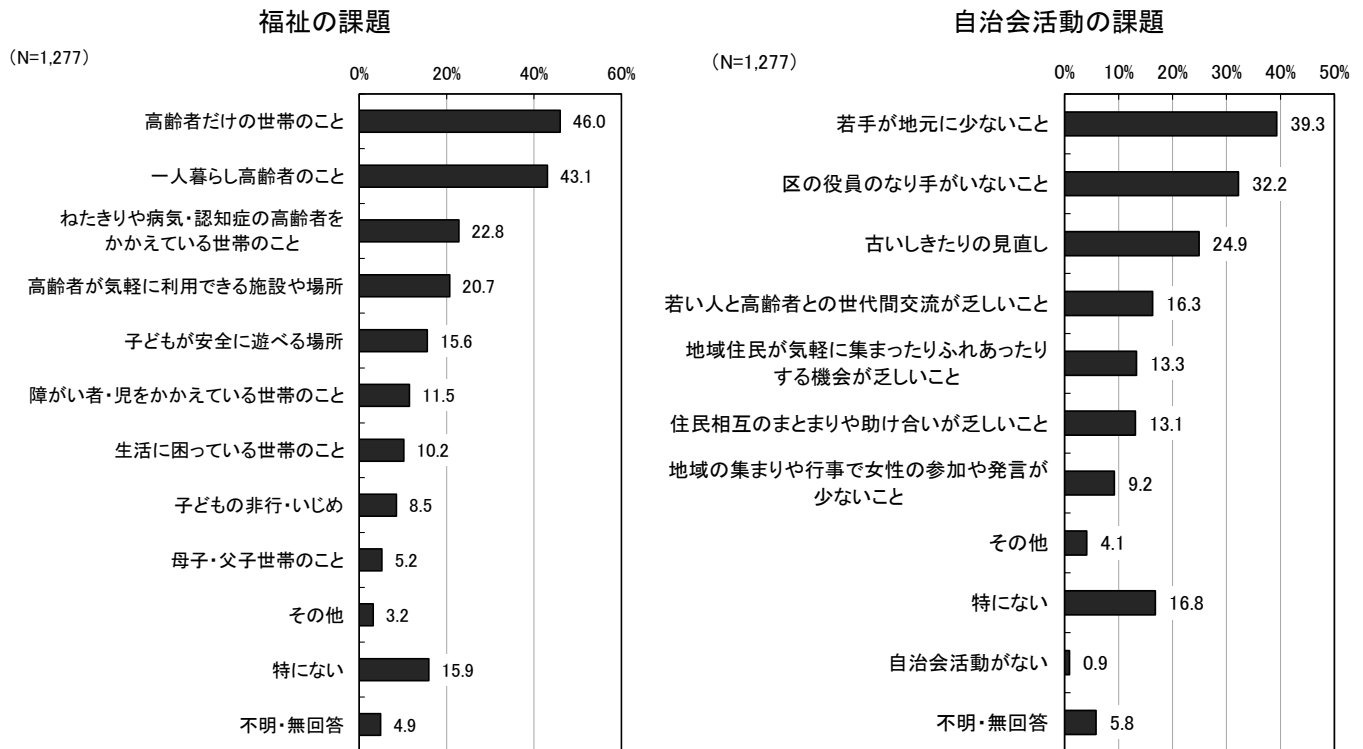
③ 家庭や地域における困りごと

家庭での暮らしや医療面における困りごとは、「老後のこと」が36.4%と最も高く、次いで「家族の病気・けが・介護」が31.7%、「運動不足」が28.0%となっています。



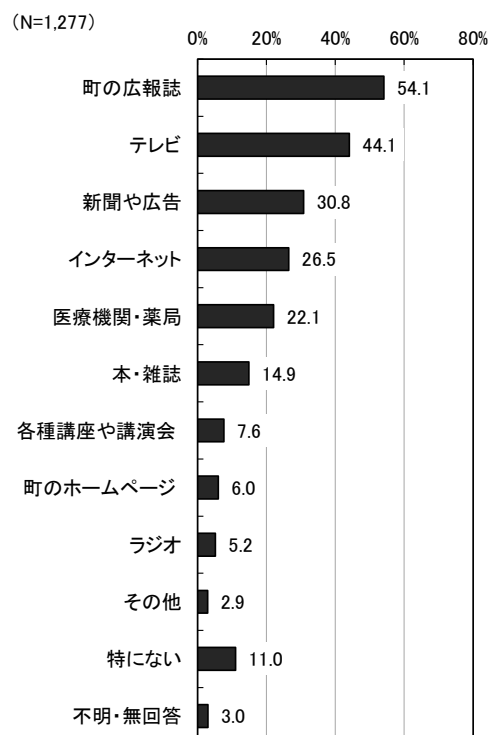
地域での福祉の視点からみた課題は、「高齢者だけの世帯のこと」が46.0%と最も高く、次いで「一人暮らし高齢者のこと」が43.1%となっています。

地域の自治会活動等の課題は、「若手が地元になんていないこと」が39.3%と最も高く、次いで「区の役員のなり手がいないこと」が32.2%となっています。

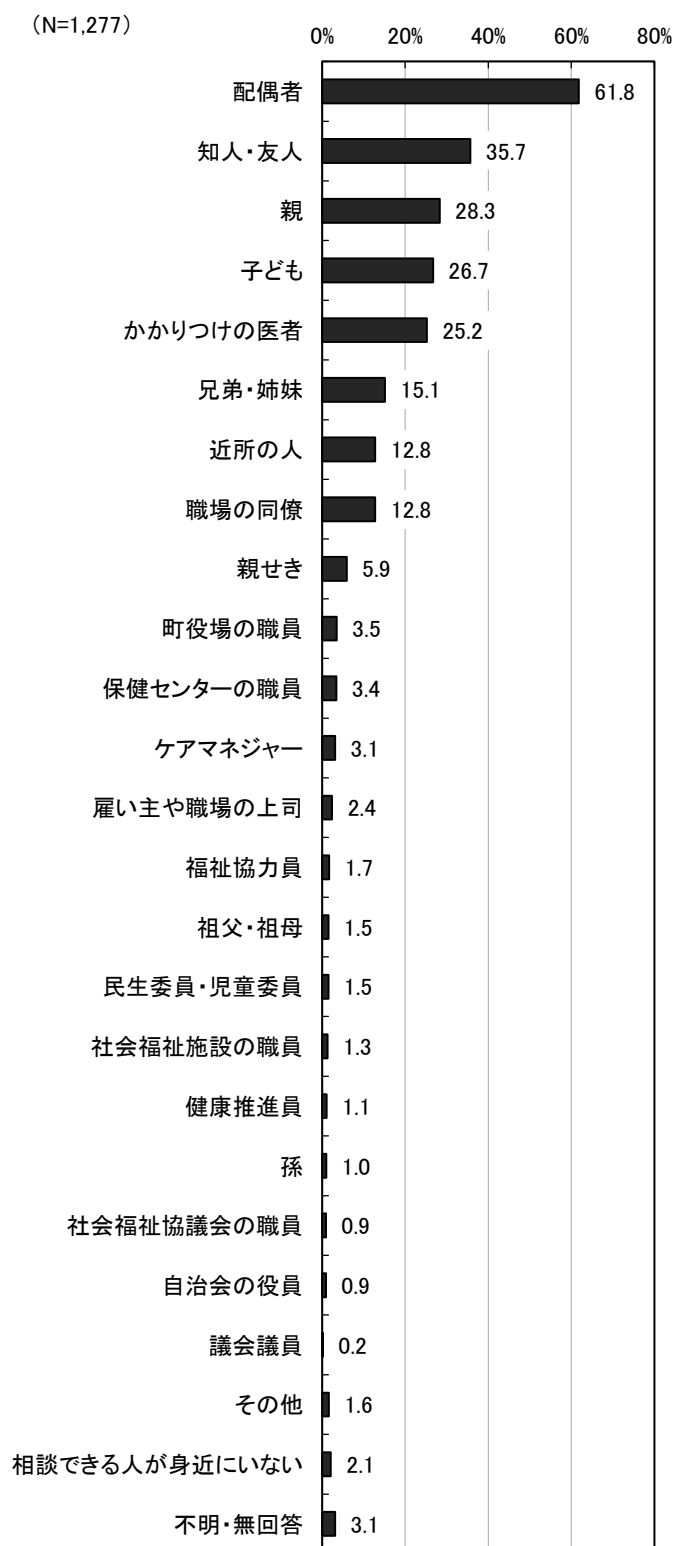


④ 情報の入手先及び相談相手

暮らしや健康づくり、医療・福祉に関する情報の入手先は、「町の広報誌」が54.1%と最も高く、次いで「テレビ」が44.1%、「新聞や広告」が30.8%となっています。

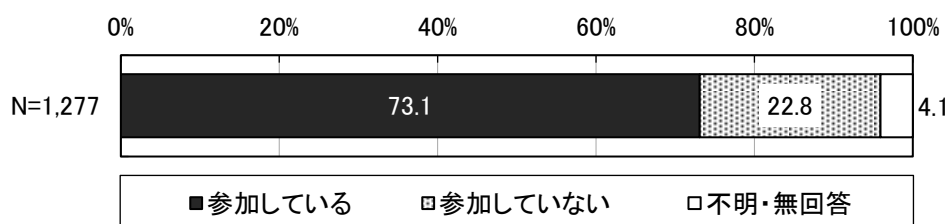


相談相手は、「配偶者」が 61.8%と最も高く、次いで「知人・友人」が 35.7%、「親」が 28.3%となっています。

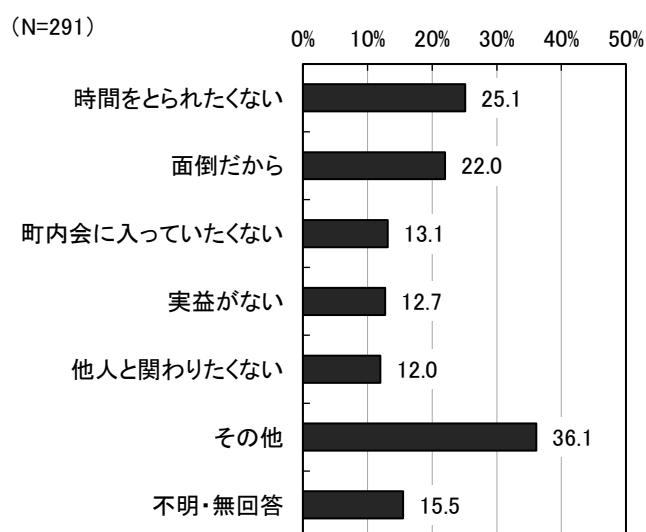


⑤ 地域活動やボランティア活動への参加状況

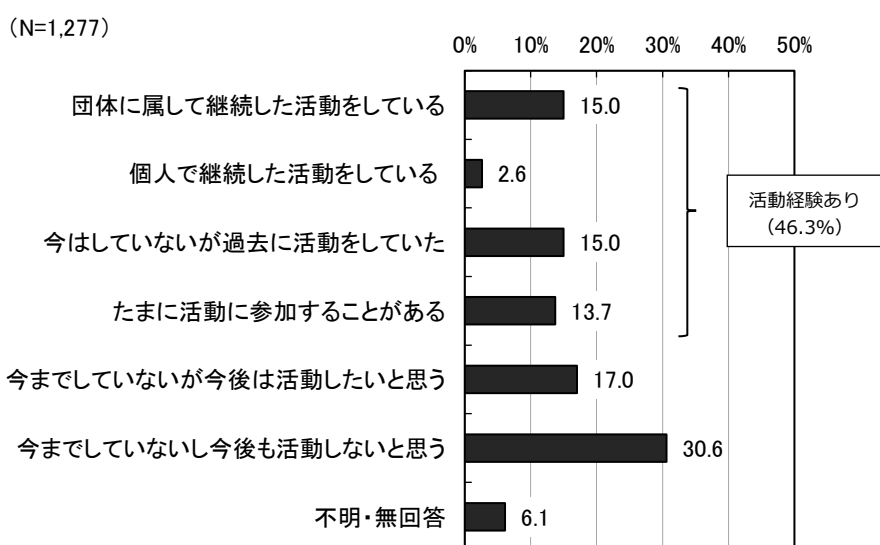
地域活動への参加状況は、「参加している」が73.1%となっています。



地域活動に参加していない理由は、「時間をとられたくない」が25.1%と最も高く、次いで「面倒だから」が22.0%となっています。

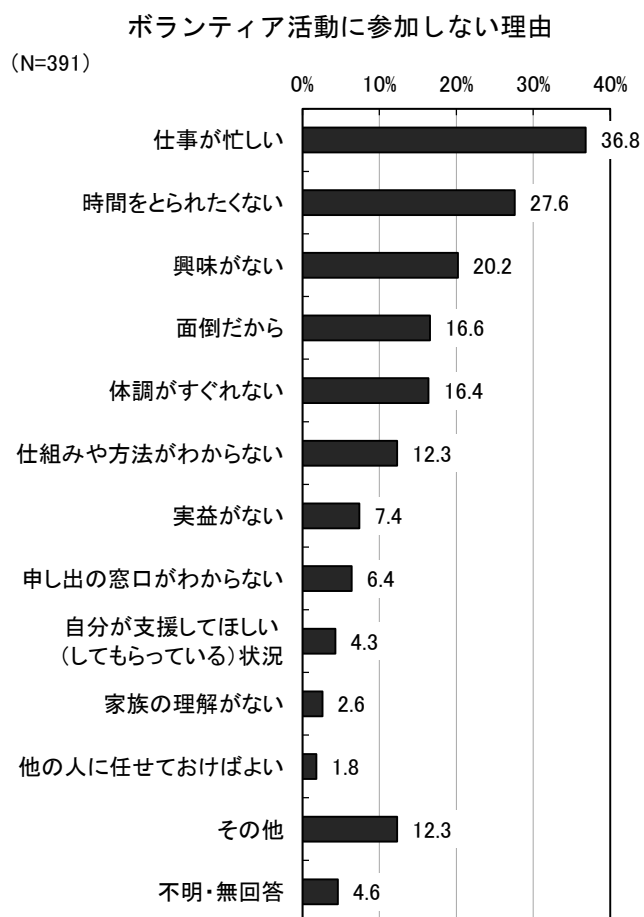
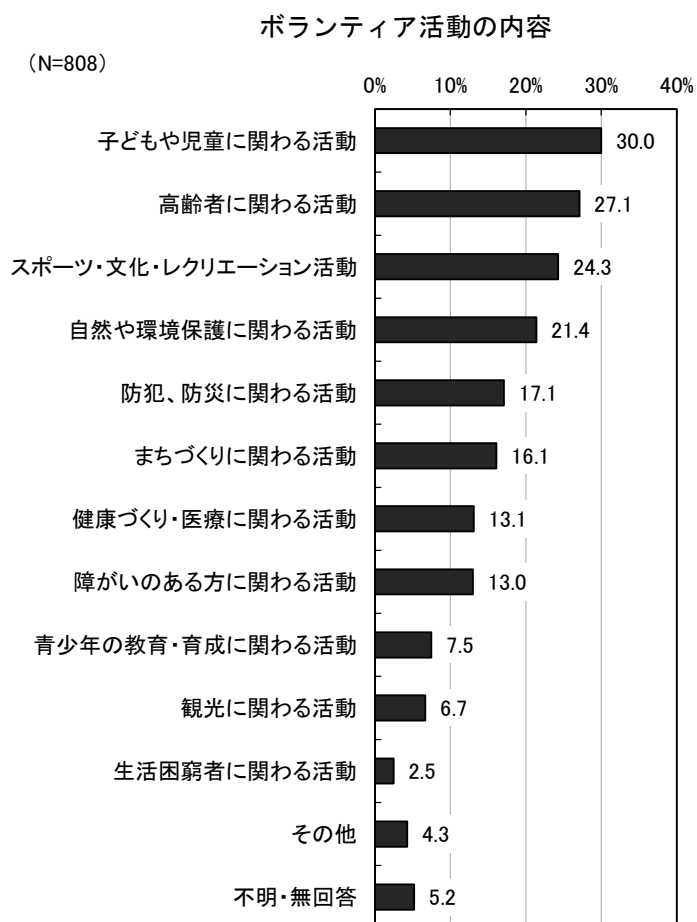


ボランティア活動への参加状況は、「今までしていないし今後も活動しないと思う」が30.6%と最も高くなっています。また、何らかの活動経験がある人は46.3%となっています。



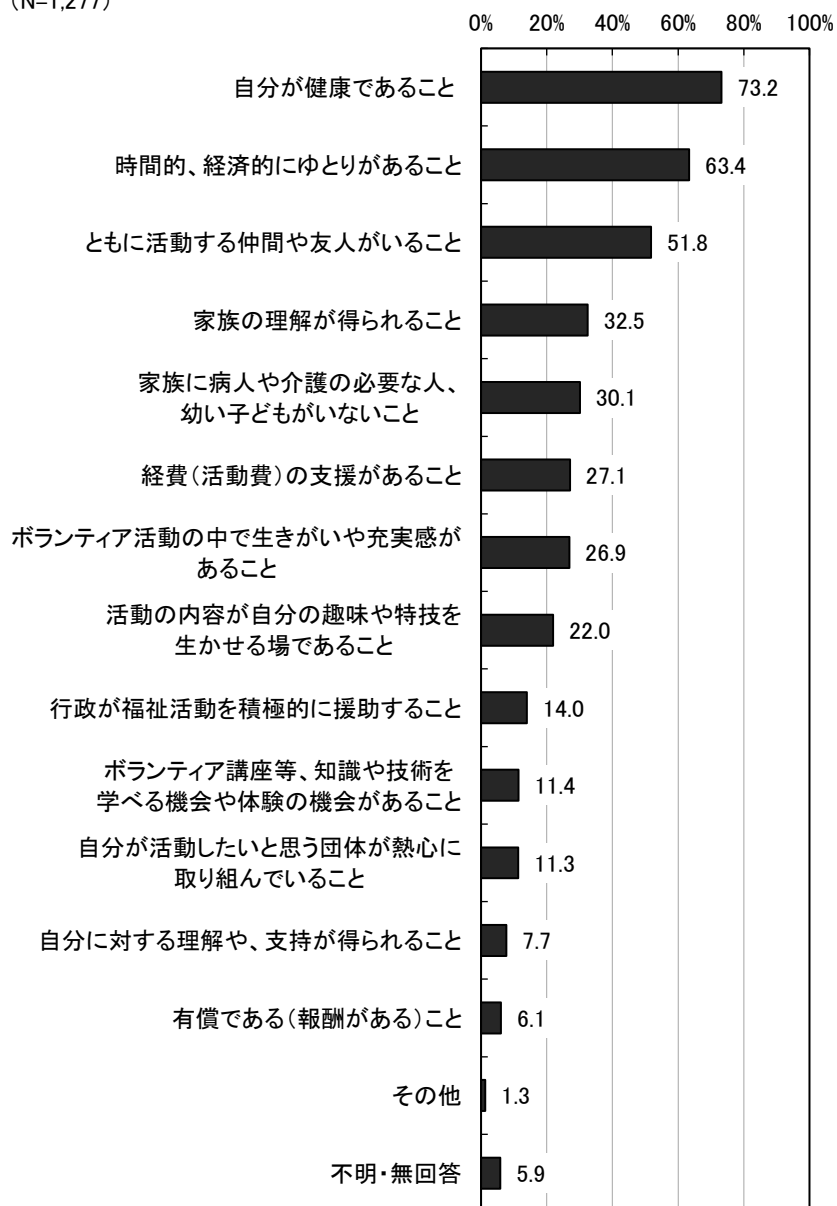
ボランティア活動の内容は、「子どもや児童に関わる活動」が30.0%と最も高く、次いで「高齢者に関わる活動」が27.1%、「スポーツ・文化・レクリエーション活動」が24.3%となっています。

ボランティア活動に参加しない理由は、「仕事が忙しい」が36.8%、「時間をとられたくない」が27.6%、「興味がない」が20.2%となっています。



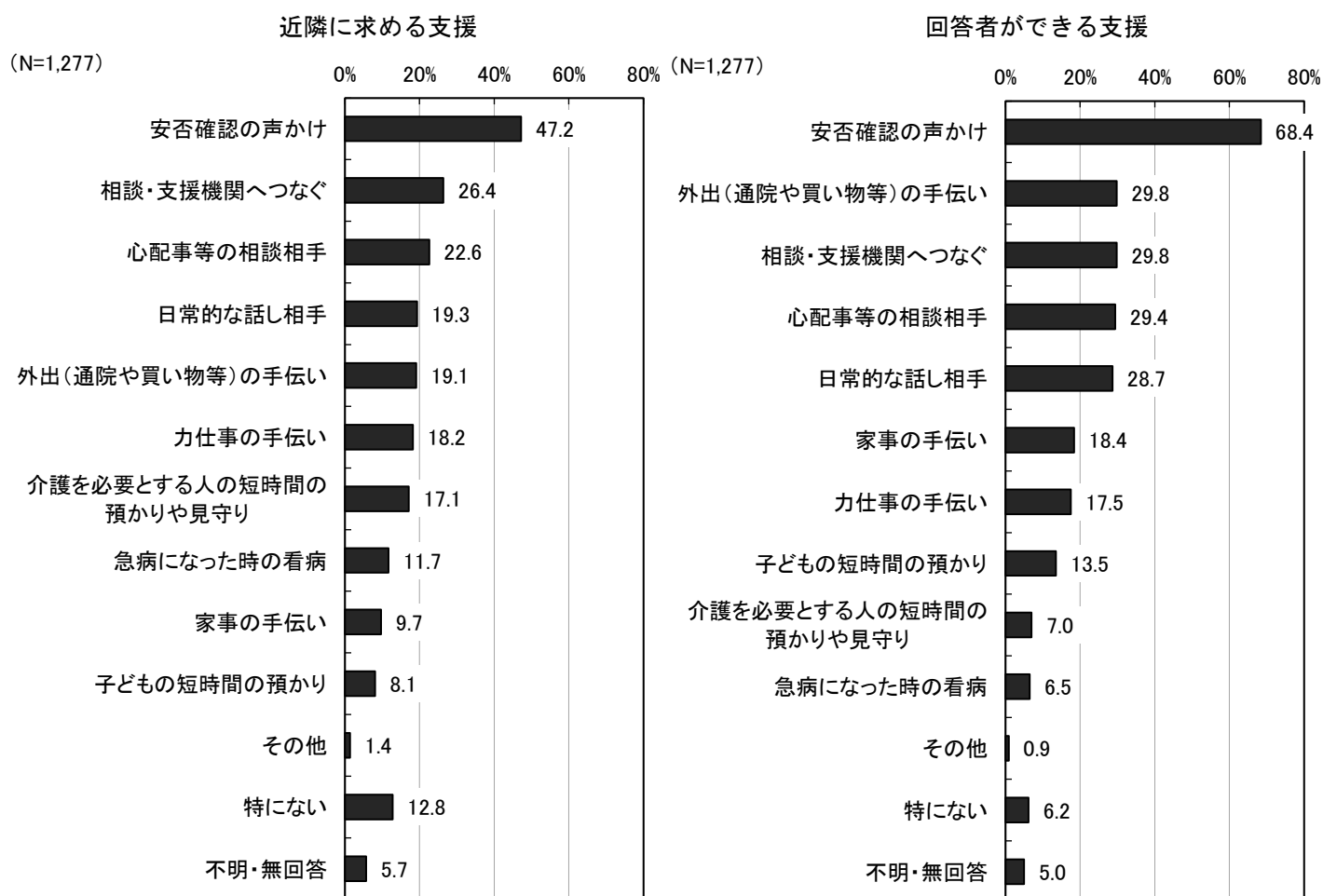
地域でボランティア活動を推進する条件は、「自分が健康であること」が73.2%と最も高く、次いで「時間的、経済的にゆとりがあること」が63.4%、「ともに活動する仲間や友人がいること」が51.8%となっています。

(N=1,277)



助けが必要な時、近隣の方に求める支援は、「安否確認の声かけ」が47.2%と最も高く、次いで「相談・支援機関へつなぐ」が26.4%、「心配事等の相談相手」が22.6%となっています。

また、回答者ができる支援については、「安否確認の声かけ」が68.4%、次いで「外出（通院や買い物等）の手伝い」と「相談・支援機関へつなぐ」が29.8%となっています。



助けが必要な時、近隣の方に求める支援について、地区別にみると、どの地区も「安否確認の声かけ」「相談・支援機関へつなぐ」「心配事等の相談相手」が高くなっています。

西桜谷地区、西大路地区、鎌掛地区、南比都佐地区では「日常的な話し相手」が20%を超えています。

近隣に求める支援 × 地区

上段:件数 下段:%		合計	安否確認の 声かけ	心配事等の 相談相手	相談・ 支援機関へ つなぐ	子どもの 短時間の 預かり	家事の 手伝い	外出(通院や 買い物等)の 手伝い	力仕事の 手伝い
全 体		1,277 100.0	603 47.2	288 22.6	337 26.4	103 8.1	124 9.7	244 19.1	232 18.2
地区別	日野地区	453 100.0	222 49.0	106 23.4	123 27.2	48 10.6	51 11.3	79 17.4	86 19.0
	東桜谷地区	98 100.0	49 50.0	21 21.4	22 22.4	2 2.0	7 7.1	18 18.4	16 16.3
	西桜谷地区	60 100.0	31 51.7	13 21.7	20 33.3	6 10.0	5 8.3	16 26.7	13 21.7
	西大路地区	107 100.0	52 48.6	34 31.8	37 34.6	8 7.5	15 14.0	31 29.0	21 19.6
	鎌掛地区	50 100.0	27 54.0	9 18.0	14 28.0	2 4.0	3 6.0	5 10.0	4 8.0
	南比都佐地区	135 100.0	71 52.6	40 29.6	43 31.9	8 5.9	13 9.6	36 26.7	25 18.5
	必佐地区	258 100.0	127 49.2	51 19.8	66 25.6	19 7.4	23 8.9	50 19.4	58 22.5
	わからない	8 100.0	4 50.0	-	1 12.5	1 12.5	1 12.5	-	1 12.5

上段:件数 下段:%		合計	急病に なった時の 看病	介護を必要と する人の短時 間の預かりや 見守り	日常的な 話し相手	その他	特にない
全 体		1,277 100.0	150 11.7	219 17.1	246 19.3	18 1.4	163 12.8
地区別	日野地区	453 100.0	55 12.1	86 19.0	86 19.0	7 1.5	70 15.5
	東桜谷地区	98 100.0	9 9.2	17 17.3	18 18.4	-	18 18.4
	西桜谷地区	60 100.0	10 16.7	9 15.0	14 23.3	1 1.7	5 8.3
	西大路地区	107 100.0	13 12.1	22 20.6	27 25.2	3 2.8	14 13.1
	鎌掛地区	50 100.0	3 6.0	6 12.0	13 26.0	-	3 6.0
	南比都佐地区	135 100.0	22 16.3	26 19.3	35 25.9	2 1.5	11 8.1
	必佐地区	258 100.0	31 12.0	44 17.1	42 16.3	3 1.2	37 14.3
	わからない	8 100.0	2 25.0	-	2 25.0	1 12.5	2 25.0

助けが必要な時、回答者ができる支援について、地区別にみると、どの地区も「安否確認の声かけ」が最も高く、「心配事等の相談相手」「相談・支援機関へつなぐ」「外出（通院や買い物等）の手伝い」「日常的な話し相手」が高くなっています。

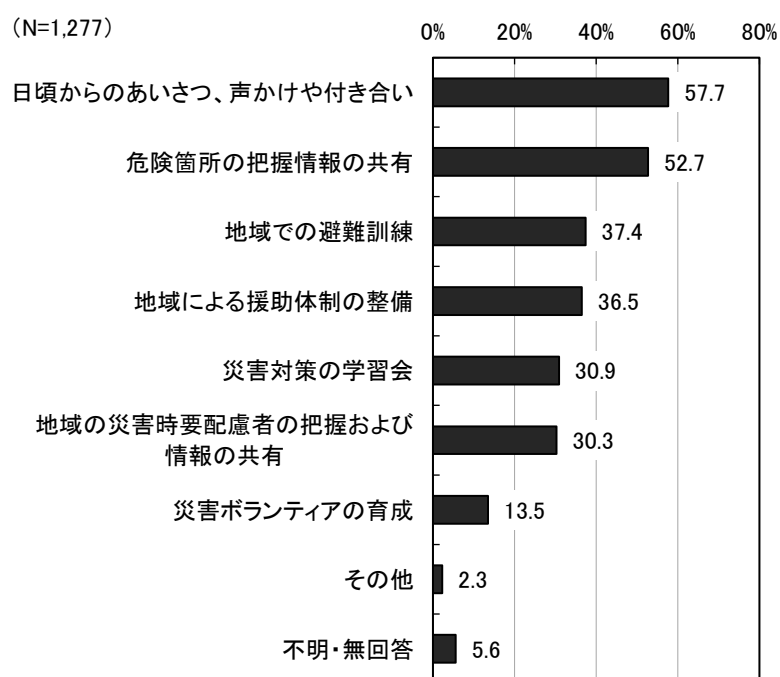
回答者にできる支援 × 地区

上段:件数 下段:%		合計	安否確認の 声かけ	心配事等の 相談相手	相談・ 支援機関へ つなぐ	子どもの 短時間の 預かり	家事の 手伝い	外出(通院や 買い物等)の 手伝い	力仕事の 手伝い
全 体		1,277 100.0	874 68.4	375 29.4	380 29.8	173 13.5	235 18.4	381 29.8	223 17.5
地区別	日野地区	452 100.0	319 70.6	147 32.5	140 31.0	67 14.8	89 19.7	131 29.0	83 18.4
	東桜谷地区	99 100.0	78 78.8	28 28.3	26 26.3	14 14.1	19 19.2	38 38.4	24 24.2
	西桜谷地区	63 100.0	45 71.4	19 30.2	19 30.2	9 14.3	13 20.6	24 38.1	14 22.2
	西大路地区	108 100.0	89 82.4	46 42.6	44 40.7	21 19.4	25 23.1	52 48.1	18 16.7
	鎌掛地区	49 100.0	37 75.5	11 22.4	15 30.6	8 16.3	5 10.2	11 22.4	9 18.4
	南比都佐地区	138 100.0	98 71.0	47 34.1	46 33.3	14 10.1	24 17.4	38 27.5	28 20.3
	必佐地区	258 100.0	177 68.6	63 24.4	80 31.0	33 12.8	46 17.8	71 27.5	37 14.3
	わからない	8 100.0	3 37.5	1 12.5	2 25.0	1 12.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5

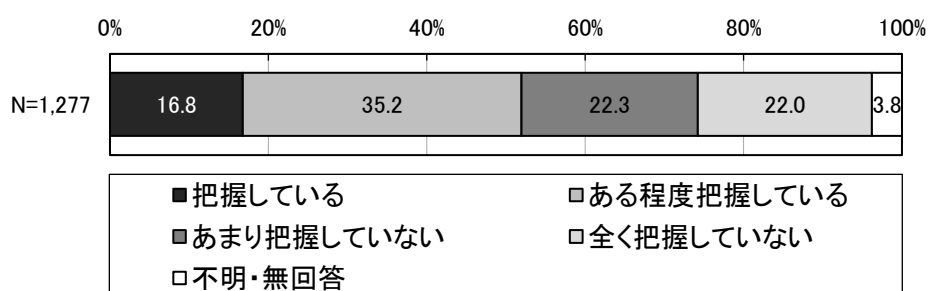
上段:件数 下段:%		合計	急病に なった時の 看病	介護を必要と する人の短時 間の預かりや 見守り	日常的な 話し相手	その他	特にない
全 体		1,277 100.0	88 6.9	89 7.0	367 28.7	11 0.9	79 6.2
地区別	日野地区	452 100.0	36 8.0	34 7.5	135 29.9	2 0.4	35 7.7
	東桜谷地区	99 100.0	9 9.1	7 7.1	25 25.3	1 1.0	5 5.1
	西桜谷地区	63 100.0	3 4.8	4 6.3	20 31.7	2 3.2	3 4.8
	西大路地区	108 100.0	12 11.1	12 11.1	40 37.0	1 0.9	3 2.8
	鎌掛地区	49 100.0	3 6.1	3 6.1	12 24.5	— —	2 4.1
	南比都佐地区	138 100.0	6 4.3	7 5.1	49 35.5	3 2.2	5 3.6
	必佐地区	258 100.0	10 3.9	15 5.8	68 26.4	2 0.8	21 8.1
	わからない	8 100.0	1 12.5	1 12.5	3 37.5	— —	3 37.5

⑥ 地域での災害時の備えについて

災害に対する重要な地域の備えは、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が57.7%と最も高く、次いで「危険箇所の把握情報の共有」が52.7%となっています。

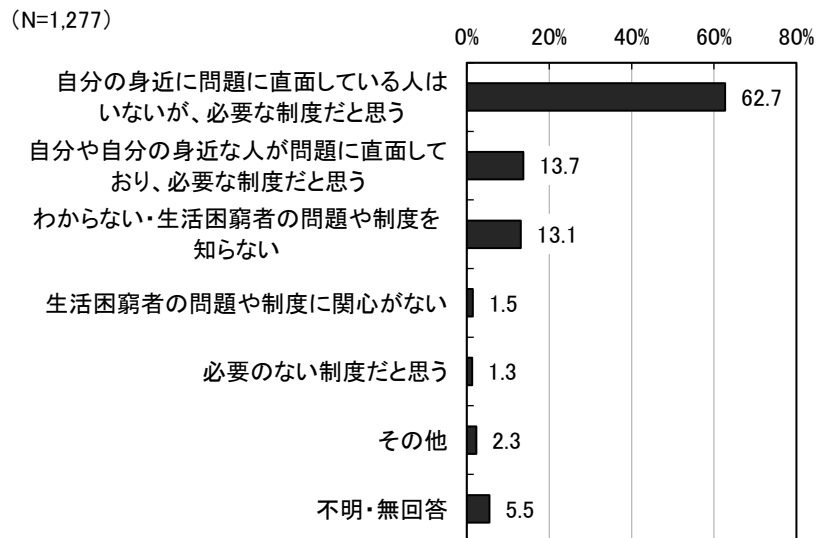


近隣（組内程度）に住んでいる人で、災害時に介護（介助）が必要と思われるよう配慮者を把握しているかについては、「ある程度把握している」が35.2%と最も高く、「あまり把握していない」が22.3%、「全く把握していない」が22.0%となっています。

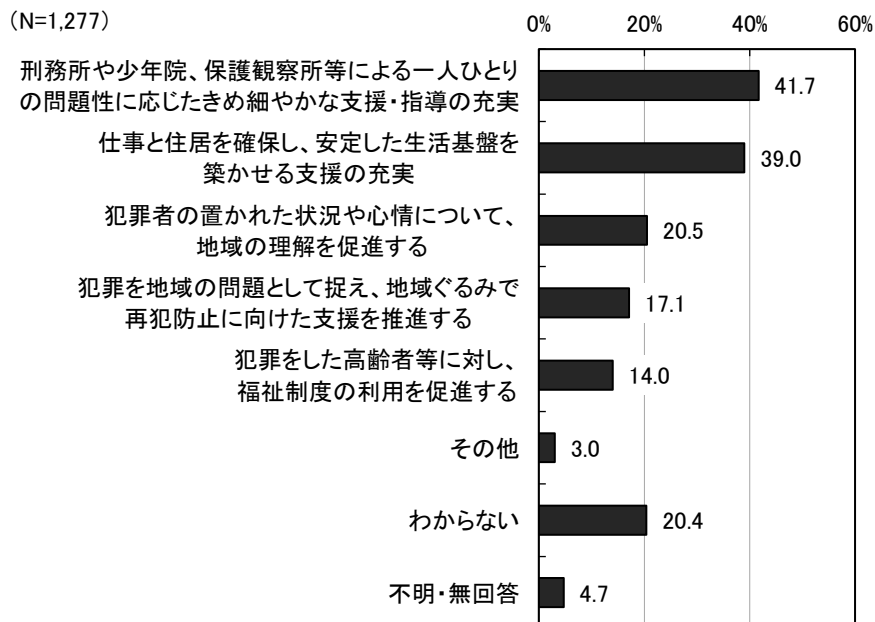


⑦ 地域福祉施策等について

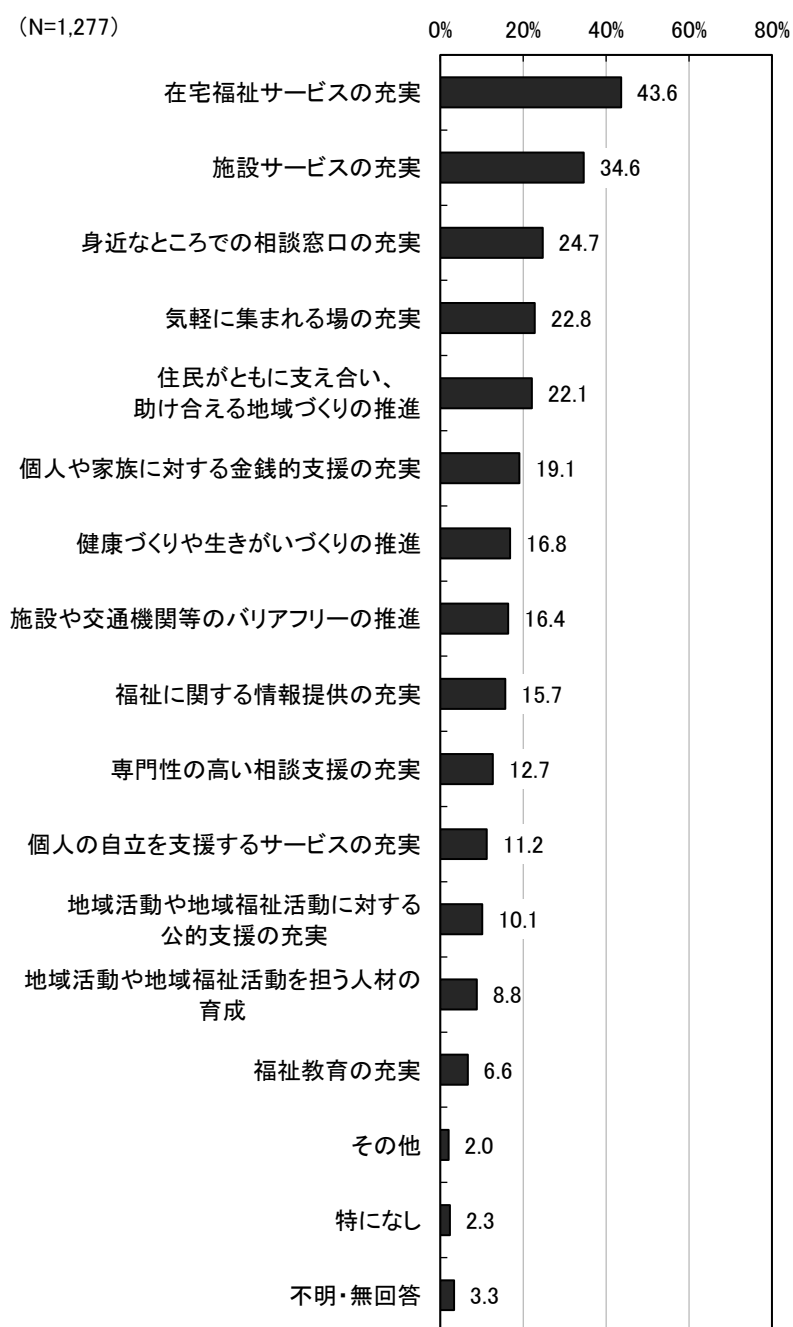
生活困窮者の問題や支援制度に対する考えは、「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な制度だと思う」が62.7%と最も高くなっています。



再犯防止のために必要だと思う取組は、「刑務所や少年院、保護観察所等による一人ひとりの問題性に応じたきめ細やかな支援・指導の充実」が41.7%と最も高く、次いで「仕事と住居を確保し、安定した生活基盤を築かせる支援の充実」が39.0%となっています。



住み慣れた地域で安心して暮らすために大切だと思う福祉施策は、「在宅福祉サービスの充実」が43.6%と最も高く、次いで「施設サービスの充実」が34.6%、「身近なところでの相談窓口の充実」が24.7%となっています。



住み慣れた地域で安心して暮らすために大切だと思う福祉施策について、年代別にみると、ほとんどの年代において「住宅福祉サービスの充実」「施設サービスの充実」が高くなっています。

また、年代が若くなるほど「個人や家族に対する金銭的支援の充実」が高くなっています。

住み慣れた地域で安心して暮らすために大切だと思う福祉施策 × 年代

上段:件数 下段:%		合計	在宅福祉 サービスの 充実	施設 サービスの 充実	身近なところ での相談窓 口の充実	専門性の高い 相談支援 の充実	福祉に関する 情報提供 の充実	個人や家族 に対する金 銭的支援の 充実	施設や交通 機関等のバ リアフリーの 推進	個人の自立 を支援する サービスの 充実
全 体		1,277 100.0	557 43.6	442 34.6	316 24.7	162 12.7	201 15.7	244 19.1	210 16.4	143 11.2
年 代	10、20歳代	98 100.0	31 31.6	34 34.7	19 19.4	8 8.2	15 15.3	29 29.6	21 21.4	5 5.1
	30歳代	138 100.0	51 37.0	52 37.7	26 18.8	24 17.4	24 17.4	39 28.3	28 20.3	20 14.5
	40歳代	194 100.0	88 45.4	86 44.3	53 27.3	33 17.0	32 16.5	47 24.2	41 21.1	23 11.9
	50歳代	226 100.0	106 46.9	90 39.8	72 31.9	46 20.4	40 17.7	51 22.6	48 21.2	32 14.2
	60歳代	278 100.0	138 49.6	100 36.0	70 25.2	29 10.4	45 16.2	42 15.1	34 12.2	33 11.9
	70歳以上	263 100.0	122 46.4	66 25.1	67 25.5	18 6.8	37 14.1	28 10.6	30 11.4	26 9.9
上段:件数 下段:%		合計	気軽に 集まれる場 の充実	福祉教育の 充実	健康づくりや 生きがいづく りの推進	地域活動や 地域福祉活 動に対する公 的支援の充 実	地域活動や 地域福祉活 動を担う人材 の育成	住民がともに 支え合い、助 け合える地域 づくりの推進	その他	特になし
全 体		1,277 100.0	291 22.8	84 6.6	214 16.8	129 10.1	112 8.8	282 22.1	25 2.0	30 2.3
年 代	10、20歳代	98 100.0	23 23.5	11 11.2	15 15.3	6 6.1	4 4.1	16 16.3	3 3.1	4 4.1
	30歳代	138 100.0	34 24.6	18 13.0	24 17.4	7 5.1	10 7.2	28 20.3	2 1.4	6 4.3
	40歳代	194 100.0	35 18.0	14 7.2	19 9.8	24 12.4	15 7.7	25 12.9	7 3.6	4 2.1
	50歳代	226 100.0	43 19.0	16 7.1	43 19.0	26 11.5	29 12.8	36 15.9	5 2.2	4 1.8
	60歳代	278 100.0	71 25.5	13 4.7	55 19.8	33 11.9	30 10.8	71 25.5	5 1.8	5 1.8
	70歳以上	263 100.0	76 28.9	9 3.4	56 21.3	27 10.3	21 8.0	97 36.9	2 0.8	7 2.7

2-3 日野町の地域福祉の課題

(1) 地域の支え合い・助け合いの低下

かつては、地域や家族同士の助け合いにより、人々の暮らしが支えられてきました。日常生活における不安や悩みを相談できる相手や、生活状況の変化を周囲が気づいて支えるという人間関係が身近にあり、子育てや介護などの現場において、地域や家族が助け合ってきました。

しかし、少子高齢化による急速な人口減少、核家族化、共働き世帯の増加といった社会の変化に伴い、町民のつながりの希薄化が進み、支え合いや助け合いといった関係が弱まってきました。

本町でも、一人暮らしの高齢者世帯、ひとり親世帯などの支援を必要とする人が増えており、地域における支え合いを担うことのできる人材の確保と育成を継続的に行うとともに、今後の福祉の重要性や地域が担う役割などについての周知啓発を充実させ、本町における福祉の基盤づくりを進める必要があります。

■関連するデータ

社会潮流	○高齢化と人口減少の進行により、福祉に対するニーズが大きくなる一方で、対応できる人材の深刻な不足といった問題が全国的に発生している ○進学や就職を機として、若者の都心部への流入が進行
統計	○令和元年 10 月 1 日時点の高齢化率は 29.7%で、今後も上昇が続く見込みとなっている ○1 世帯当たりの人員が減少しており、家庭における互助機能の低下が懸念される
アンケート調査	○隣近所との付き合いについて、あいさつをする程度の付き合いをしているという回答が多く、30 代以下において特にその傾向が顕著となっている ○住んでいる地域の福祉課題について、高齢者だけの世帯や一人暮らし高齢者を何とかしなければならないという回答が多い ○自治会の活動について、若手が地元が少ないこと、区の役員のなり手がいないことが課題だという回答が多い

（２）課題の複合化・複雑化、制度の狭間への対応

これまでの福祉サービスは、高齢者、児童、障がいのある人など、対象者ごとに公的支援制度を充実・発展させてきました。しかし、様々な分野の課題が絡み合って複雑化しており、個人や家族単位で様々な課題を抱えるなど、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援のもとでは、対応が困難なケースがみられるようになってきました。

福祉分野に加え、保健・医療、心身の健康の保持・増進、権利擁護、雇用、教育、住まい、再犯防止など、様々な分野にまたがった支援を必要とする人も増えてきており、多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、個人が抱える課題に対応するだけでなく、その家族が抱える課題に対応するとともに、その家族が抱える複合的な課題に対して、包括的に支援していくこと（重層的支援体制の整備）が必要となっています。

また、隣近所のつながりが希薄化し、地域の福祉力が低下している状況においては、支援を必要とする人が自ら相談することが難しく、地域の中で孤立しているケース（引きこもりや孤立死など）が問題となっています。支援が必要であるにも関わらず、自ら支援を求めることができない人や世帯は地域から孤立し、福祉サービスにつなげることができない恐れがあります。そのため、まずは当事者自身が相談や支援を求めることの重要性を理解するとともに、課題を抱えた人・世帯に対する町民の理解を深めることが重要となっています。

また軽度の認知症や精神障がい疑われ、様々な問題を抱えている一方で、公的支援制度の需要要件を満たさない「制度の狭間」にあたる人への支援や、買い物・通院の際の移動手段の確保といった身近な生活課題への支援など、公的制度だけでは支援しきれない人への支援の必要性が高まっています。

■関連するデータ

社会潮流	○複雑化する課題に対応できる、ワンストップでの総合相談体制の構築が求められている
統計	○令和元年９月末時点での要支援・要介護認定者数は 1,050 人 ○令和２年８月末時点での障害者手帳所持者数は 1,290 人 ○令和２年４月１日時点での生活保護受給世帯は 125 世帯、保護率は 8.36% ○令和２年４月１日時点での母子世帯数は 182 世帯、父子世帯数は 13 世帯
アンケート調査	○暮らしや健康づくり、医療・福祉に関する情報の入手先として、町の広報誌、テレビ、新聞や広告、インターネットという回答が多い ○暮らしや健康づくり、医療・福祉に関する相談相手として、配偶者、知人・友人という回答が多い

（３）安心して暮らせる支援の充実

安心して生活を送るためには、災害等の有事への備えはもちろん、日常においても、地域の治安の、暮らしの利便性といった様々な支援の充実が求められます。

全国各地での災害発生を背景として、災害に対する備えが全国的に課題となっています。本町は、鈴鹿西縁断層帯の影響による地震への対策をはじめとした防災の取組が必要です。また全国的に台風や大雨の影響も問題となっており、風水害への対策が重要です。

治安については、本町は刑法犯や交通事故などが少なく、治安のよいまちであると言えます。一方で、町内の空き家を放置することで、倒壊による事故や不審者の不法侵入など、治安の悪化につながるおそれがあり、危険箇所を含めた地域における見守りが必要です。

暮らしの利便性については、地域によって交通環境に差があることから、交通支援を充実し、円滑な移動をサポートする必要があります。

また、新型コロナウイルスの全国的な拡大に伴い、人と人が互いに距離をとり、接触の機会を減らすこと（ソーシャルディスタンス）が求められる「新しい生活様式」の実践など、生活環境が大きく変化してきており、適応が求められています。

これからも地域で暮らし続けていくためには、これらの課題に対応し、安心して暮らせる環境を整備することが重要です。

■関連するデータ

社会潮流	○東日本大震災以降の自然災害の発生
統計	○自主防災組織の組織率は 30%（平成 30 年度調査）
アンケート調査	○自分や家族に助けが必要になった時、近隣の人にしてほしい支援として、安否確認の声かけ、相談・支援機関へつなぐ、心配事等の相談相手という回答が多い ○身近なところで、困っている人や家族がいた場合、自分にできる支援として、安否確認の声かけ、外出（通院や買い物等）の手伝い、相談・支援機関へつなぐという回答が多い ○地域における災害時の備えとして重要だと思う取組について、日頃からのあいさつ、声かけや付き合い、危険箇所の把握情報の共有、地域での避難訓練という回答が多い ○近隣（組内程度）に住んでいる人の中で、災害時に介護（介助）が必要と思われる要配慮者を把握しているかについては、把握している、ある程度把握しているという回答の合計が、回答者の半数を占めている

第3章 計画の基本目標と基本方針

3-1 基本目標

第2期計画において、「誰もが健康に、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり」という基本目標のもと、「暮らしの基盤」の充実、「日常的な協力・共同とヨコのつながり」、「生活の社会化」を公と民の協働で進めてきました。

本計画では、これまでの取組の成果を踏まえつつ、近年の社会動向に対応できる地域福祉の推進に努めます。そして、高齢者、若者、一人暮らしの方、障がいの有無にかかわらず、誰も取り残されることなく、家庭や住み慣れた地域で、お互いに尊重しながら共に生きる「地域共生社会」の実現を目指し、以下の基本理念を掲げます。

基本目標

**誰もが健康に、住み慣れた地域で
安心して暮らせる地域づくり**

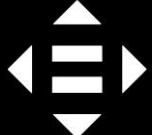
3-2 地域福祉とSDGs

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という）」が採択されました。「SDGs」は、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

国では、平成28年に「SDGs推進本部」を設置し、平成29年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取り組みを推進していくことが重要」としています。

本町では、「第6次日野町総合計画」において、SDGsの考えを導入していることから、本計画においても「SDGs」の視点を取り入れ、誰一人取り残さない地域福祉施策を展開します。

■福祉分野における取組と SDGS の対応一覧

1 貧困をなくそう 	生活困窮世帯やひとり親世帯等、経済的に困窮している世帯への支援の実施	10 人や国の不平等をなくそう 	平等な社会参画の実現に向けた支援
2 飢餓をゼロに 	食育や食生活の改善など、適切に栄養を摂取するための支援の実施	11 住み続けられるまちづくりを 	様々な福祉の充実、町民同士の支え合いの充実、安全で安心できる環境づくりを通じた住み続けられるまちづくり
3 すべての人に健康と福祉を 	町民のニーズに対応した福祉の提供及び心身の健康づくりの推進	16 平和と公正をすべての人に 	差別の解消や虐待の防止等を通じた、すべての人の人権保障
4 質の高い教育をみんなに 	教育を通じた人権・福祉意識の向上	17 パートナースhipで目標を達成しよう 	行政・地域・関係機関等の連携を通じた包括的な支援体制の構築
8 働きがいも経済成長も 	高齢者や障がいのある人の就労支援を通じた生きがいづくり		

3-3 施策体系

基本目標

誰もが健康に、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり

基本方針1 支え合い、助け合いが活発なまちづくり

施策1 町民同士で支え合う仕組みづくり

施策2 地域福祉活動への参加の促進

施策3 地域で助け合う環境づくりの促進

関連する SDGs



基本方針2 誰もが自分らしい生活ができるまちづくり

施策1 自分らしい生活を送るための支援の充実

施策2 一人ひとりの生活を守るための取組の推進

施策3 生活困窮者等の自立のための環境づくり

施策4 再犯防止の支援の推進

関連する SDGs



基本方針3 誰もが安心して暮らし続けられる安全なまちづくり

施策1 防災・防犯対策の推進

施策2 安全な交通環境の整備

施策3 感染症対策の推進

関連する SDGs



第4章 計画の展開

基本方針1 支え合い、助け合いが活発なまちづくり

基本方針の方向性

- ◆地域での支え合いや助け合いを広げていくためには、地域福祉への関心と理解が重要です。福祉意識の醸成に向け様々な取組を充実するとともに、地域との連携を強化して、誰もが支え合い、助け合うまちづくりを推進します。
- ◆今後も福祉的支援を継続して提供できる体制を維持するため、地域の福祉の担い手や支援に携わる人材の育成に努めます。

主な施策

■■施策1■■ 町民同士で支え合う仕組みづくり

①地域共生社会の基盤づくりの強化

- ▶ 日野町社会福祉協議会と連携して、くらしと健康・障がい・介護・認知症等をテーマにした地域内の学習会や研修会の充実を通じて、町民の理解を深めるとともに、地域福祉活動への参加の機運を高めます。
- ▶ 民生委員・児童委員、福祉関係機関、事業者との協働により、高齢者や気がかりな方々への見守りや、学校関係者、町民、警察関係者などによる子どもの見守りを継続します。また、協働による見守り体制づくりの必要性について、行政と町民、関係団体などの間で認識を共有し、支えあう見守り体制を強化します。
- ▶ 公共施設の有効活用を図るとともに、公民館、自治会館、町民会館、空き事務所、民家などを活用し、行政関係部署との連携強化を図り、「活動・交流の場（居場所）の確保」を目指します。
- ▶ 関係機関、事業所等との連携を強化し、福祉の分野を超えて、様々な課題や困難を抱える人の就労の機会や活躍の場の確保を推進します。

②多分野における地域活動の連携強化

- ▶ 高齢者や障がいのある人が地域で生活していく上で、各自の状態に応じた福祉・医療サービスが円滑に利用できるよう、福祉・保健・医療などの関係部署・機関等の横断的な支援体制によるケアシステムづくりを推進します。
- ▶ 地域での福祉活動などの活性化に向けて、新たな連携・協働の役割分担を目指し、町の行政目的と方向を同じくする NPO などの民間団体の福祉事業に対して、委託や連携のあり方について検討します。

■■施策2■■ 地域福祉活動への参加の促進

①地域福祉活動団体への支援の強化

- ▶ 日野町社会福祉協議会との連携を強化し、協議会が推進している福祉協力員制度、字福祉会活動、地区社協活動などの役割や活動情報などを広く町民に周知し、地域福祉活動が円滑に進むよう支援します。
- ▶ 民生委員・児童委員が地域福祉の推進・発展に努めることができるよう、福祉制度や福祉サービスに関する情報提供、研修活動の充実を図るとともに、町民に対して民生委員・児童委員の役割や活動内容を周知し、円滑に活動できるよう支援します。
- ▶ 町民にとって身近な地域活動を実施している自治会、ボランティア・NPO 団体等との連携を強化し、地域住民の福祉活動のさらなる活性化を支援します。

②地域福祉活動の担い手づくりの支援

- ▶ 保健・福祉の専門家や日野町社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア養成講座、学習会、体験会などを通じて地域福祉活動の担い手や活動リーダーの育成に努めるとともに、学んだ成果を活かせる活動の場の創出に努めます。

■■施策3■■ 地域で助け合う環境づくりの促進

①交流する機会の充実

- ▶ 性別や年齢、国籍や文化、生活習慣等の違いに関わらず、地域の誰もが認め合い、交流できる地域の絆を育み、性別や年代を超えた垣根のない交流を創出します。
- ▶ 各地区のサロン活動等を充実し、地域コミュニティづくりを促進します。

②福祉への理解・福祉教育の推進

- ▶ 身近な地域に暮らす高齢者や障がいのある人が暮らしやすい福祉のまちづくりについて、子どもが学び、理解が深まるよう、地域住民の協力を得ながら、学校における福祉教育を推進します。

③一人ひとりの人権・福祉意識の向上

- ▶ 一人ひとりが基本的人権と人間への正しい理解と認識を深め、お互いに尊重していくため「日野町人権学習推進指針」に基づき、町民の自主的な学習を深め、人権意識の啓発を進めます。

基本方針2 誰もが自分らしい生活ができるまちづくり

基本方針の方向性

- ◆様々な生活課題を抱える個人や世帯を早期に把握し、地域で相談や支援を行う体制、分野を超えた重層的支援の仕組みづくりに取り組みます。
- ◆複合化・複雑化する生活課題に対応できるよう、住民組織、事業者、専門機関や福祉以外の分野を含む様々なネットワークの構築を図り、誰もが自分らしく生活ができるまちづくりを推進します。

主な施策

■■施策1■■ 自分らしい生活を送るための支援の充実

①様々な福祉の充実

- ▶ 各制度に基づく福祉サービスを必要とする人に確実に行き届くよう、福祉サービス事業所や関係機関等との連携を強化するとともに、様々な媒体を活用し、制度やサービスに関する情報を提供します。
- ▶ 町民のニーズに対応した福祉サービスが提供できるよう、事業所等との連携を強化し、人員の確保や職員の資質向上のための支援を実施します。
- ▶ 複合化・複雑化した課題を抱えている人、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間にいる人など、必要とする支援が届いていない人に対して適切な支援を提供できるよう、自治会やNPO、ボランティア団体、民間事業所等と共に支援できる仕組み構築します。

②心身の健康づくりの推進

- ▶ 健康づくりを通じた個人の生活の質の向上や自己実現を目指して策定した「日野町健康づくり・食育計画」に基づき、町民一人ひとりの健康づくりの取組を推進します。
- ▶ 地域の様々な団体、組織と行政などの協働による地域の健康づくりを推進します。
- ▶ 自殺を個人の問題ではなく、社会全体の問題として捉え、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、こころの健康づくりを推進するとともに、高齢者、障がいのある人に対する虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の未然防止、早期発見・対応に取り組みます。

③保健・福祉サービス等の利用に関する情報提供の充実

- ▶ 地域福祉の推進に向け、保健・福祉サービスや福祉施設等の情報を、ホームページや広報、パンフレット等の様々な媒体を用いて発信します。

- ▶ 地域で暮らす誰もが等しく情報を享受できるよう、情報の提供方法を検討します。
- ▶ 複合的な課題への対応に向け、庁内での情報共有の強化を図ります。
- ▶ 出前講座・講師派遣・各地区での講演会の開催などを通じて情報提供に努め、各地区の住民団体の活動を支援します。

④保健・福祉サービス等の利用に際しての相談体制の充実

- ▶ 高齢者や障がいのある人、子どもなど、対象に応じた相談支援を充実するとともに、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的な相談支援を行うなど、相談支援体制の充実に取り組みます。
- ▶ 包括的な相談体制の構築に向け、人材の育成に取り組みます。
- ▶ 相談内容に応じて、必要な支援に結び付けられるよう、関係機関との連携を強化します。

■■施策2■■ 一人ひとりの生活を守るための取組の推進

①複雑な課題を抱える人への支援の推進

- ▶ 町の各種会議や支援関係者との連携を強化し、地域の状況などの情報を幅広く収集し、課題を抱える人の早期発見・早期対応に努めます。

②一人ひとりの権利を守る取組の推進

- ▶ 高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待やDVの未然防止・早期発見に向け、相談体制を強化するとともに、民生委員・児童委員や教育機関、支援機関、警察等の関係機関の連携を強化し、専門的な支援につなげる体制を構築します。
- ▶ 認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人の財産を管理し、不当な契約等から守るなどの支援を行う成年後見制度について、様々な媒体を活用して周知します。

■■施策3■■ 生活困窮者等の自立のための環境づくり

①生活困窮者対策の充実

- ▶ 生活困窮者の自立に向け、自立相談支援機関である日野町社会福祉協議会において一人ひとりの課題や状況に応じた個別支援プランを策定し、対象者に寄り添った支援を実施します。
- ▶ 生活困窮者の生活の再生や自立を目指し、家計管理に関する相談や助言を行うとともに、必要に応じて法律相談や貸付事業等の活用を促します。
- ▶ 生活困窮者の働く場の確保に向け、就労準備支援事業として、ハローワークや企業と連携し、就職やその他必要な支援を実施します。
- ▶ 離職などで住居を失った人、失うおそれが高い人の住居の確保に向け、県と連携し、賃貸住宅の家賃を給付します。

②就労支援の充実

- ▶ 国や県と連携し、労働基準法の定めである「1日8時間労働」の推奨に努め、ワークライフバランスの実現を目指します。
- ▶ 高齢になっても身体的・精神的・社会的に、本人の持っている能力を活かし、それをさらに高め、社会とのつながりを持ちつつ、活動的に暮らしていけるまちづくりを目指し、高齢者が元気で積極的に幅広い社会活動に取り組めるよう、有償ボランティアも含めた就労支援の推進に努めます。
- ▶ 雇用の確保が困難な障がいのある人に対して、企業協議会や職業安定所等の関係機関と連携し、職域の開拓を図るとともに、合理的配慮に対する理解を深め、雇用の促進に努めます。

■■施策4■■ 再犯防止の支援の推進【地域再犯防止推進計画】

①関係機関との連携による再犯防止の環境づくり

- ▶ 更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を図ります。また、再犯防止に向けて重要となる就労や住まいの支援関係者等との連携の充実に図ります。
- ▶ 刑事・司法関係機関と医療・福祉関係機関の連携を強化し、必要な福祉支援に結び付ける体制を整備することで、安定した生活の実現を図り、再犯の防止へつなげます。
- ▶ 薬物乱用や薬物依存症の対策に携わる関係機関との連携強化を図り、薬物依存からの回復に関する正しい知識の普及に努めます。また、学校教育等を通じ、非行による児童・生徒の薬物乱用防止や非行防止のための教育を推進します。

②地域と連携した活動の展開、広報・啓発の充実

- ▶ 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- ▶ 7月の再犯防止啓発月間において、各種会議や広報、町のホームページ等を通じた情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。

基本方針3 誰もが安心して暮らし続けられる 安全なまちづくり

基本方針の方向性

- ◆地域で暮らす誰もが安全で安心して自立した生活を送るためには、日常生活での環境づくりが重要です。そのため、日常生活を送る上で必要な移動手段の確保、日頃からの防犯・防災対策に取り組みます。
- ◆社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織など、地域の連携を強化することで、生活課題への早期対応を図るとともに、日常生活や災害時に誰もが助け合い、安心して暮らせる安全なまちづくりを推進します。

主な施策

■■施策1■■ 防災・防犯対策の推進

①避難行動要支援者への支援体制の充実

- ▶「日野町災害時避難行動要支援者避難支援プラン」に基づいた防災対策の推進に努めます。
- ▶避難行動要支援者の個別支援計画の策定を、地域の避難支援等の関係者ととともに進めます。
- ▶災害発生時に迅速な要支援者の安否確認などが実施できるよう災害時の支援について、地域包括支援センター等との連携に努めます。
- ▶福祉避難所についての周知を推進するとともに、配慮を必要とする人が安心して避難できるよう避難所の整備に努めます。

②災害に備えた体制の整備

- ▶高齢者や障がいのある人など、災害時に配慮を必要とする人が安心できる地域防災対策の整備充実に努めるとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。
- ▶地域の中での自主防災組織を確立し、災害時に安否を確認し合える仕組みづくりなど、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- ▶災害時だけでなく、日頃から顔なじみの関係を保っておくことが、災害時により効果を発揮するため、地域による日頃からの見守り体制づくりを支援します。

③防犯体制の充実

- ▶地域で暮らす人の顔がみえる近所づきあいを大切にし、防犯自治会や警察、地域における自主防災団体等と密接な連携をとりながら、声かけ、見守り、防犯パトロールなど、地域ぐるみで防犯に関する意識の向上と防犯環境の整備を推進します。

■■施策2■■ 安全な交通環境の整備

①移動の確保とバリアフリーの推進

- ▶ 高齢者や障がいのある人等の外出を支援するため、移動手段の確保を推進します。
- ▶ 高齢者や障がいのある人の通院、買い物などのニーズに応じたルートの設定、バス停の設置（フリー乗降地の設置）、バリアフリー化（低床バス）などの環境整備を継続するとともに、デマンドタクシーの拡充等を通じ、公共交通空白地を解消し、誰もが社会生活を快適に送れるよう、移動手段の確保を推進します。
- ▶ 買い物や外出に対するニーズなど、地域の実情に応じた移動支援のあり方を検討・実施していきます。
- ▶ 道路や公共施設等におけるバリアフリー化を推進するとともに、新たな施設等を建設する場合には、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備を行います。

②交通安全対策

- ▶ 町民の交通事故を防止するため、警察や交通安全協会等と連携し、交通安全に対する意識啓発を図ります。また、信号・歩道・自転車道などの整備を通じ、交通安全対策を推進します。

■■施策3■■ 感染症対策の推進

①感染症に関する予防・啓発の充実

- ▶ 国や県、医療機関等の関係機関と連携し、感染症予防の啓発を進めます。
- ▶ 感染症が発生した際には、感染症対策の注意喚起や相談先の周知に努め、感染症の拡大防止を図ります。
- ▶ 保健所や町内の事業所等の関係機関と連携し、感染症に罹患した人の人権を守り、誹謗中傷を防ぐため、感染症に関する正しい知識の普及に努めます。

②感染症に対する備え・対策の推進

- ▶ 町内で感染症が発生した場合に備え、感染拡大防止のための物品の備蓄を推進します。
- ▶ 感染症が発生した場合に備えて、福祉関係事業所等による連携体制の構築を進めます。
- ▶ 事業所や団体等に対し、感染症対策を促すとともに、適切な感染症対策を図るため、講習会の開催を検討します。
- ▶ 町内の事業所等が感染防止に必要な物品を備蓄することについて支援します。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進にあたって

本計画を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすためには、行政だけの取組では不十分であり、町民と行政の協働が不可欠です。

また、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズに対応するためには、その地域で活動する自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人、福祉事業者などの取組も重要です。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担うそれぞれの主体が、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

平体	期待される役割
町民	「地域福祉の主役」 地域福祉を担う主役として、日頃から助け合いや支え合いの活動を行う。
地域	「地域福祉活動の実践者」 地区や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人などにおいて、地域全体で福祉活動を展開する。
福祉事業者・団体	「専門的な福祉サービスの提供」 専門機能を活かしつつ、地域団体などと連携した福祉サービスを提供する。 福祉事業者などの関係者は、専門職としての視点で地域福祉の支援を行う。
町社会福祉協議会	「地域福祉のコーディネート」 地域団体の連携をコーディネートし、地域福祉活動を推進する。
行政	「地域福祉・地域包括ケアの体制づくり」 これまでの福祉分野のみならず、保健、医療、就労などの様々な分野にまたがった、新たな地域福祉を展開しやすい仕組みや体制づくりを行う。

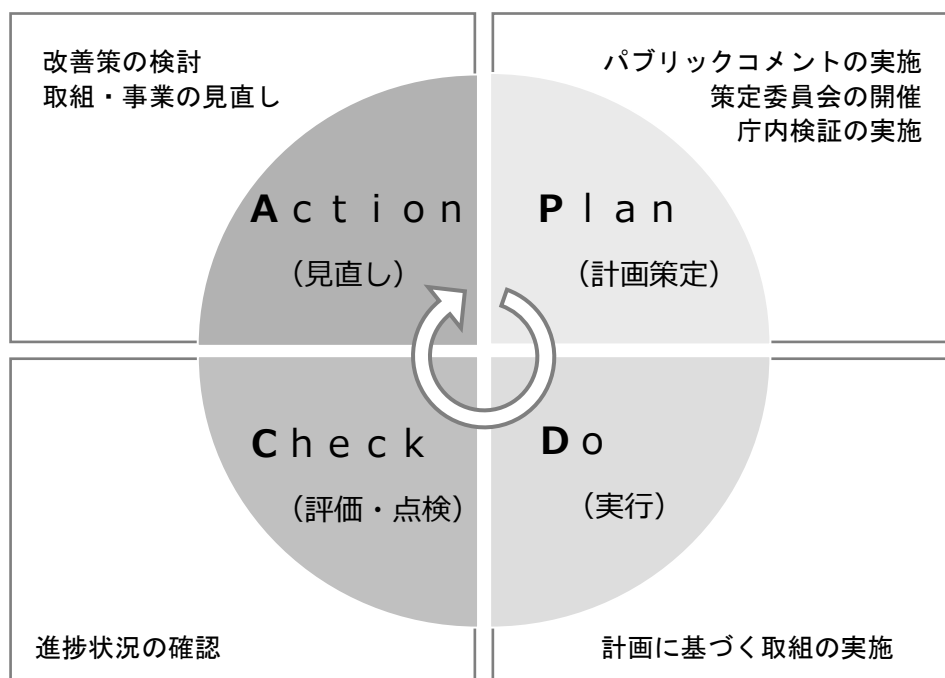
2 計画の評価・検証について

計画の評価・見直しについては、PDCA サイクルに基づいて実施することで、計画の着実な推進を図ります。

本計画の着実な推進のため、関係各課の相互の連携・調整を図り、全庁的な体制のもと、計画の進捗状況の把握・点検、進行管理、評価・見直しに努めます。

本計画では、地域福祉計画策定委員会により計画を策定し、その計画に基づき、町民、地域の団体・機関、行政などが協働して地域福祉の推進に向けた様々な活動を実施していきます。

■PDCA サイクルに基づく計画推進のイメージ



資料編

1 日野町地域福祉計画策定委員会運営規則

令和元年 12 月 26 日規則第 9 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、日野町附属機関設置条例（平成 26 年日野町条例第 1 号。以下「条例」という。）に定める日野町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（担任意務）

第 2 条 委員会の担任意務は、条例別表第 1 の日野町地域福祉計画策定委員会の項担任意務の欄に定めるとおりとする。

（委員の定数）

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、条例別表第 1 の日野町地域福祉計画策定委員会の項委員の定数の欄に定めるとおりとする。

（委員の委嘱）

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）公募による住民
- （2）自治会等および地区社会福祉協議会等から推薦された者
- （3）日野町社会福祉協議会から推薦された者
- （4）日野町民生委員・児童委員
- （5）学識経験者
- （6）保健、福祉および医療サービス提供者等
- （7）社会教育および学校教育関係団体等から推薦された者
- （8）日野町健康推進員
- （9）日野町老人クラブ連合会から推薦された者
- （10）その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第 6 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長および副委員長ともに事故があるときまたは委員長および副委員長がとも

に欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

（定足数および議決の方法）

第8条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係人の出席等）

第9条 委員会は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（分科会等）

第11条 条例第4条の規定により、委員会に分科会を置き、条例別表第1の日野町地域福祉計画策定委員会の項担任事務の欄に掲げる事務を所掌させることができる。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この規則による最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 第4期日野町地域福祉計画策定委員会委員名簿

敬称略、順不同

選出区分		氏名	
自治会等および地区社会福祉協議会		榎 武司	
日野町社会福祉協議会		西河 均	
日野町民生委員・児童委員		門坂 剛	副委員長
学識経験者		山 和美	委員長
保健、福祉および医療サービス提供者		城野 達也	
保健、福祉および医療サービス提供者		相坂 明	
保健、福祉および医療サービス提供者		齋藤 誠一	
社会教育および学校教育関係団体		三輪 廣一	
健康推進員		平岡 浩子	
老人クラブ連合会		三添 長一郎	
福祉保健課長		池内 潔	
福祉保健課	障がい者計画 障がい福祉計画 自殺対策計画	芝 雅宏	
福祉保健課	健康づくり・ 食育計画	辻田 秀樹	
長寿福祉課	高齢者福祉・ 介護保険事業計画	山添 史郎	
子ども支援課	子ども子育て 支援事業計画	西沢 真	
社会福祉協議会	地域福祉活動計画	武重 英樹	

3 日野町地域福祉計画策定委員会開催概要

実施日	議事内容
令和2年 7月16日	<第1回> 議題 (1) 地域福祉計画の概要について (2) 策定スケジュールについて (3) アンケート結果について
10月23日	<第2回> 議題 (1) 計画骨子案について（クロス集計等報告）
令和3年 2月19日	<第3回> 議題 (1) 計画（案）の最終確認 (2) 概要版の確認

4 用語集

あ行

■ NPO 法人（特定非営利活動法人）

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば特定非営利活動促進法による法人格を取得することができる。団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

か行

■ 協働

町民、企業、行政などの立場の異なる組織や人同士が対等な関係のもと、同じ目的のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組のこと。

■ 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

■ 高齢化率

総人口に占める 65 歳以上の人口（高齢者人口）の割合。高齢者人口比率ともいう。

■ コミュニティ

共同体、共同社会のこと。本計画では、日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会をコミュニティとしている。

さ行

■ 自主防災組織

「自分たちの地域は自分で守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。

■ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として創設された社会福祉法人。都道府県、市区町村にそれぞれ組織されている。

■ 社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉に係る事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律のこと。

■ 新型コロナウイルス

コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスがあり、新型コロナウイルスとは、2020 年度現在流行しているウイルスのこと。

■ 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

■ 成年後見制度

認知症や障がいにより判断能力が不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

た行

■ ダブルケア

「子育て」「親や親族の介護」の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと。ダブルケアでは、ダブルケアを行う人の身体的及び精神的負担が大きくなるため、大きな社会問題になっている。

■ 団塊の世代

戦後復興期の 1947（昭和 22）年から 1949（昭和 24）年の第 1 次ベビーブームないしその前後に生まれた世代を示す言葉。

■ 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■ 地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②指定介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者のみならず、恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力が含まれる。

■デマンドタクシー

交通手段に不便を来している方を自宅や指定 場所から目的地まで、途中乗り合う人を乗せながら、それぞれの行き先に送迎するタクシーによるサービスのこと。

な行

■認知症

脳の障害によって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。

は行

■8050 問題

80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるという問題のこと。背景には子どものひきこもりがあると考えられている。

■パブリックコメント

住民意見提出の手續のこと。住民生活に広く影響をおよぼす町の基本的な施策等を策定する過程において、住民が意見を述べる機会を設け、町政への住民参加を促進する制度。

■バリアフリー

本来、住宅建築用語として使用するもので、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

■福祉避難所

避難行動要支援者の避難生活を支えるものとして、町が指定する避難所。

ま行

■民生委員・児童委員

社会福祉の増進を任務とし、住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援護者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う人であり、「児童委員」を兼ねている。民生委員法に基づき、市町村長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政機関への協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。

や行

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、能力等に関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすい生活環境に対する考え方。

■要支援・要介護認定者

①介護が必要な状態にある 65 歳以上の人、および、②介護が必要な状態にある 40 歳以上 65 歳未満の人であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって、政令で定める特定疾病によって生じたものである人。

■要配慮者

災害時に自力での避難が難しく、避難行動に支援を要する人のこと。。

わ行

■ワークライフバランス

国は「仕事と生活の調和」と定義しており、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指している。

日野町地域福祉計画
(第4期) 2021年度~2026年度

発行者：日野町（編集：福祉保健課）

〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地

TEL 0748-52-1211(代)

FAX 0748-52-0089

e-mail : fukushi@town.shiga-hino.lg.jp

発行年月：令和3年3月